

南 三 陸 町

情 報 化 推 進 計 画

(案)

平成21年12月

南 三 陸 町

目 次

第1章	はじめに	
(1)	情報化推進計画策定の趣旨	3
(2)	情報化推進計画の位置付け	4
(3)	情報化推進計画の期間	6
第2章	情報化推進計画の背景	
(1)	情報化社会の状況	
①	ユビキタスネット社会の深化	7
②	情報通信と社会生活	9
③	消費動向の変化	11
④	安心・安全なインターネットの利用	12
(2)	国の動向	14
(3)	県の動向	15
(4)	南三陸町の地域特性	16
第3章	現状と課題	
(1)	情報化への取り組み経緯と課題	17
(2)	情報化のニーズ	19
第4章	基本方針と施策の概要	
(1)	メインテーマ	21
(2)	情報化の基本方針	23
	南三陸町情報化推進計画体系 ー施策展開ー	24
第5章	施策の展開	
(1)	安全で安心な生活を支える情報化の推進	
①	防災対策の充実	25
②	安全確保対策の充実	27
③	保健・医療における情報化の推進	27
④	福祉における情報化の推進	28
⑤	環境における情報化の推進	29
⑥	住環境等の情報化の推進	30
(2)	知性と豊かな心を育む情報化の推進	

①学校教育における情報化の推進	31
②生涯学習における情報化の推進	32
(3) 活力と賑わいを呼び込む情報化の推進	
①農林業における情報化の推進	33
②水産業における情報化の推進	34
③商工業における情報化の推進	35
④観光における情報化の推進	36
⑤雇用対策における情報化の推進	36
(4) 効率的な行政運営を目指す情報化の推進	
①情報通信基盤の整備・促進	37
②電子自治体の推進	38
③広報・公聴活動の情報化の推進	40
第6章 計画の推進にあたって	
(1) セキュリティ対策と個人情報保護	
①セキュリティポリシー	41
②個人情報の保護	41
(2) 情報リテラシーの向上	
①町民の情報リテラシーの向上	42
②職員の情報リテラシーの向上	42
(3) 計画推進の体制整備	
①庁内体制の確立	42
②進捗状況の公開	42
参考資料 1	
・南三陸町情報化推進計画策定に伴う「住民意向調査（アンケート）」 調査結果報告	43
参考資料 2	
・南三陸町情報化推進計画策定懇話会設置要綱	59
参考資料 3	
・南三陸町情報化推進計画策定委員会設置要綱	61

第1章 はじめに

(1) 情報化推進計画策定の趣旨

現在、私たちを取り巻く環境は、IT※1（情報通信技術）の飛躍的な革新を背景に、産業経済のみならず家庭生活に至るまで急速に高度情報化の波が押し寄せています。

こうしたIT革命※2時代に対応するため、国では、2005年までに世界最先端のIT国家実現を目指した「e-Japan戦略」※3を2001年1月に策定し、IT基盤の整備を重点的に推進してきました。さらに2003年7月には「e-Japan戦略II」※4を策定し、ITの利活用促進に重点をシフトするとともに、「いつでも、どこでも、誰でも」ITの恩恵を実感できる社会の実現を目指していく「IT新改革戦略」※5を2006年1月に発表するなど積極的なIT社会の環境整備を推進しています。

一方、本町においては、合併以前から行政情報のネットワーク※6化を推進するなど高度情報化社会に対応すべく取組んできたところであります。また、少子高齢化、生活環境の高度化・多様化が進行し、効率的・効果的な行政運営や情報の共有化が求められている状況下において、高度情報化は、地域課題を解決する手段としてこれまで以上に期待されています。このため、重要な役割を担う情報化の環境づくりが必要不可欠であり、当町の情報化を計画的に推進するため、情報化の総合的な指針として「南三陸町情報化推進計画」（以下「情報化計画」という。）を策定するものです。

※1 IT：【information technology】情報通信技術の略。コンピュータを核にしたハードウェア、ソフトウェア、システム、通信などの技術を指す。

※2 IT革命：情報通信技術によって、人と人の情報交換などが活発になり、これまでの社会活動の基本的な枠組みが変化していく新しい潮流。

※3 「e-Japan戦略」：全国民がITのメリットを享受できる社会を実現し、それによって産業分野での国際競争力の強化や経済構造の改革、国民生活の利便化などを成功させることを目的に、国が中心となって情報技術の普及に取り組んでいこうとする構想。5年以内に世界最先端のIT国家となることを目標としていた。

※4 「e-Japan戦略II」：旧戦略はITインフラの整備を重視していたが、新戦略ではITの利用促進を図ることにより、「元氣・安心・感動・便利」社会を実現するために各分野の数値目標を設定し、より具体的な構想となっている。

※5 「IT新改革戦略」：世界に先駆けて2010年度にはITによる改革を完成し、我が国が持続的発展が可能な、自律的で、誰もが主体的に社会の活動に参画できる協働型のIT社会に変貌することを宣言したものの。

※6 ネットワーク：情報通信網。コンピュータを相互に接続し、データやソフトウェアを共有・相互利用すること。

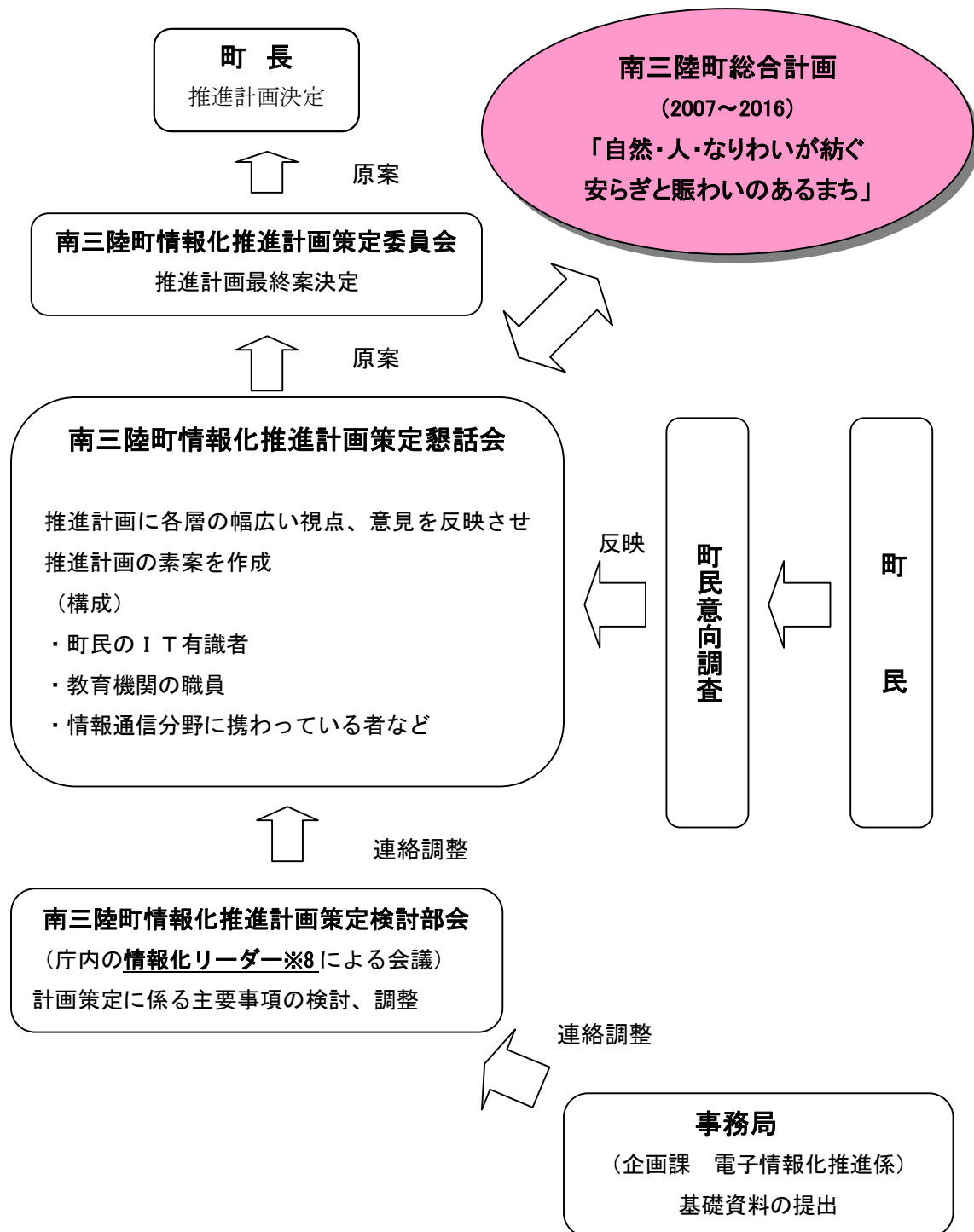
(2) 情報化推進計画の位置付け

本情報化計画は、国の「IT新改革戦略」及び「宮城県IT推進計画Ⅱ」※7の理念を基にした計画であり、平成18年度に策定した「南三陸町総合計画」（以下「総合計画」という。）の部門別計画として位置付け、南三陸町における情報化を推進する上での基本方針を明らかにするものです。

また、情報化の推進は、行政改革推進の重要な手段として位置付けるものでもあり、事務事業や業務手順の見直しにとどまらず、町民の立場に立った質の高い行政サービスを行っていくための有効な手段として、南三陸町の情報化を効率的かつ計画的に推進していくものです。

※7 「宮城県IT推進計画Ⅱ」：県民誰もが情報通信技術を活用し、創造・発信できる地域社会を目指し、県が主体となって取り組む重点事項を掲げ、着実な推進を図るために作成された計画の第2弾。期間は、平成21年度～平成22年度の2年間。

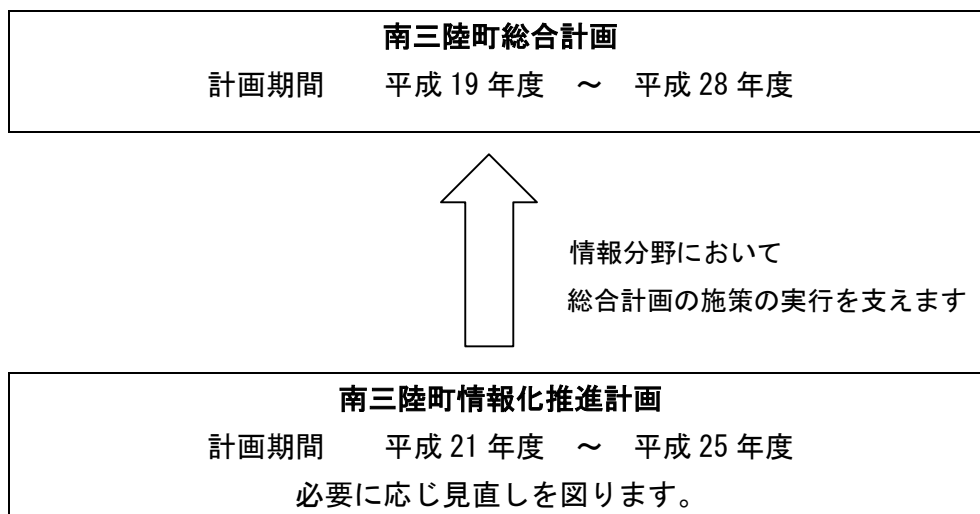
(計画のイメージ図)
 計画策定の推進体制は次のとおりとします。



※8 **情報化リーダー**：情報化推進を担う町職員。各課より所属長が指名する。(平成21年6月現在：14名)

(3) 情報化推進計画の期間

情報化推進計画の策定期間は、南三陸町総合計画の部門別計画と位置付け、総合計画の期間内である平成25年度までの5年間とし、総合計画期間内にもう一度計画の見直しを行います。ただし、技術革新、社会情勢の変化に的確に対応するため、5年間以内に見直しの必要が生じた場合は、その都度見直しを行うこととします。



第2章 情報化推進計画の背景

(1) 情報化社会の状況

① ユビキタスネット※9 社会の深化

日本のインターネット※10 利用人口は継続的に増加を続けており、平成19年末で8,811万人、人口普及率は69.0%と推計されています。

これは、国民の3人に2人がインターネットを利用していることとなります。また、ブロードバンド※11 利用の割合は、平成19年末で6歳以上人口全体の40.6%、自宅パソコンからのインターネット利用者の79.6%に上り、世代別に見ると、平成16年末と比較して、特に若年層における伸びが大きくなっています。さらに、世代別の携帯インターネット利用の割合は、平成19年末で6歳以上人口全体の55.4%となっており、平成16年末と比較すると、50歳以上の世代において大きく伸びています。

一方、ウェブサイト※12 の利用状況については、ショッピングが世代間の格差が小さいのに対し、映像・音楽の視聴は、若年層と高齢者層との間で3倍以上の開きがあります。前者の利用法は、各世代で既に定着しつつある一方、後者の利用法は、若年層の年代の推移とともに、今後、拡大していくと想定されます。

※9 ユビキタスネット：ラテン語が語源で、いたるところに存在する（偏在）という意味。「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」アクセスが可能なネットワーク環境の整った社会のこと。

※10 インターネット：世界中のコンピュータネットワークを相互に接続することによって、世界中に広がった巨大ネットワークのこと。インターネット上では、電子メールのやりとりのほか、ホームページの公開・閲覧などが可能。

※11 ブロードバンド：光ファイバーによる家庭向けのデータ通信サービス。概ね500kbps以上の通信回線がブロードバンドと呼ばれている。

※12 ウェブサイト：インターネット上で様々な情報を提供するページ及びその集合体。

図3-1 インターネット利用者数及び人口普及率の推移

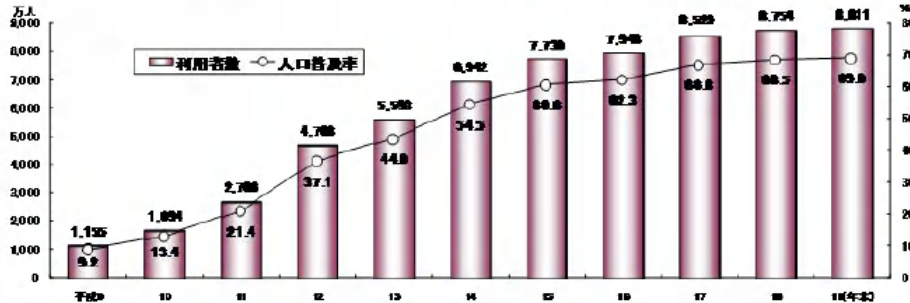


図3-2 ブロードバンド利用状況

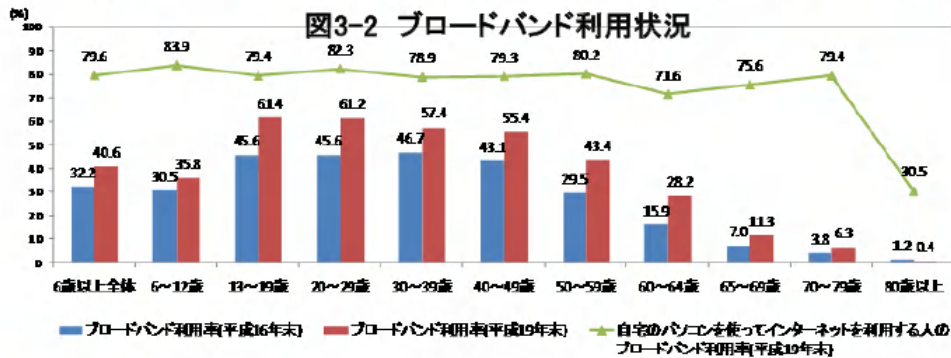


図3-3 携帯インターネット利用状況

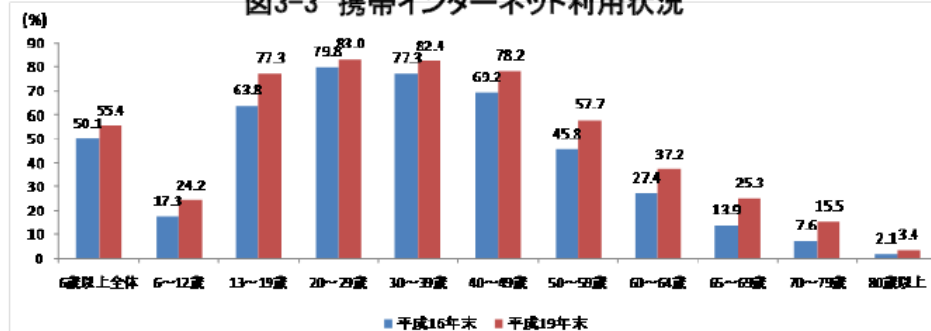
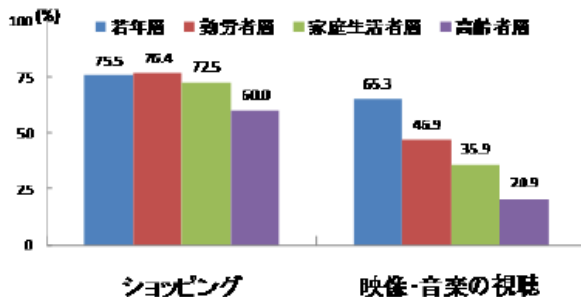


図3-4 世代別ウェブサイトサービスの利用状況



※若年層: 20~29歳の学生、無職及びパート・アルバイト
 勤労者層: 20歳以上の会社員・自営業
 家庭生活者層: 20~64歳の主婦と30~64歳の無職及びパート・アルバイト
 高齢者層: 65歳以上(勤労者を除く)

「情報通信白書平成20年度版」より抜粋

②情報通信と社会生活

利用者参加とオープン志向という Web2.0※13 の特色を活かし、ネットワークを利用した様々な協働や知識の集結が実現し、ブログ※14、SNS※15 等の消費者発信型メディア※16 が普及しています。既存のメディアから情報を受信するという一方的な情報流通の形態を多くの個人が不特定多数に向かって情報を発信し交流するというフラットな情報流通の形態を変えつつあります。

また、ホームページ※17 開設状況としては、従業員 100 人以上の企業の 83.6% が自社ホームページを開設し、6.8% がビジネスブログや SNS を開設しています。開設の目的には、商品等の紹介、定期的な情報提供等が挙げられており、インターネットを通じた消費者との新たな接点の確保に向けた動きが広がっています。

※13 Web2.0 : 2004 年頃から登場し始めた新しい発想に基づく Web 関連の技術や、Web サイト・サービスなどの総称。「2.0」という表現はソフトウェアの大幅なバージョンアップをなぞらえたもので、1990 年代半ば頃から普及・発展してきた従来型 WWW の延長ではない、質的な変化が起きているという認識を込めたもの。

※14 ブログ : 個人や数人のグループで運営され、日々更新される日記的な Web サイトの総称。

※15 SNS : 【ソーシャル・ネット・ワーキングサービス】の略。人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型の Web サイト。

※16 メディア : 媒体、手段。特に、新聞、雑誌、テレビ、ラジオなど。

※17 ホームページ : ウェブサイトのトップ（最上位）のページ。または、ウェブページ自体の総称。

図3-4 ブログ閲覧者のここ1～2年での閲覧の変化

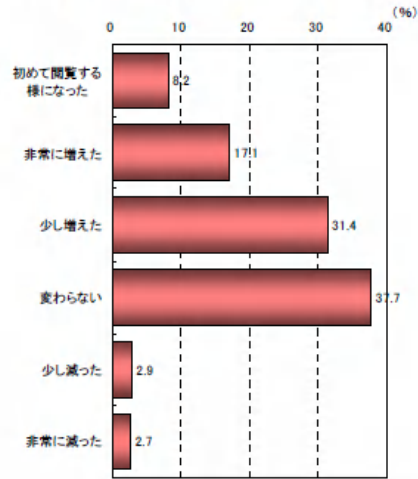
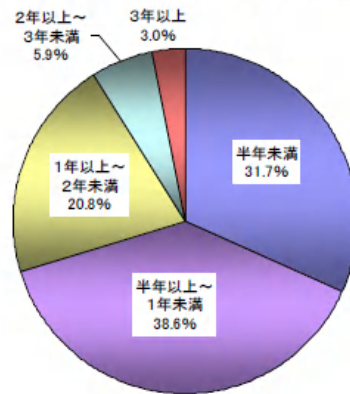


図3-5 SNSの利用者の利用歴



「情報通信白書告平成 20 年度版」より抜粋

図3-10 企業のホームページ開設率及びビジネスブログ、SNS開設率(従業員規模別)

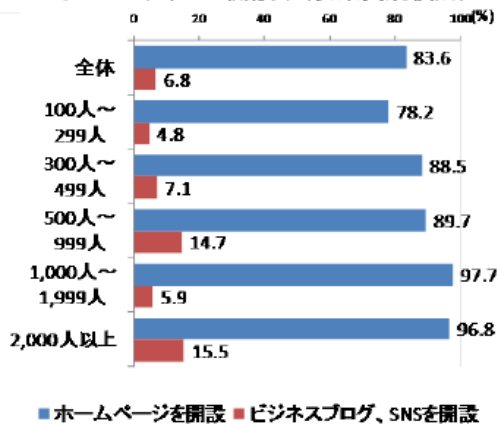
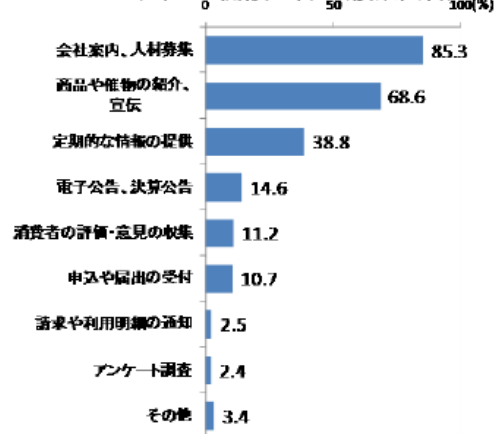


図3-11 企業のホームページ、ビジネスブログ、SNS開設の目的(複数回答)



「情報通信白書告平成 20 年度版」より抜粋

③消費動向の変化

情報化の進展とともに消費動向も変化しています。インターネットの普及により、消費行動は「認知」→「興味・関心」→「情報収集」→「選択肢評価」→「購入」→「共有」という新たなプロセスを経るようになっており、商品の認知で大きかったテレビの果たす役割が、情報収集及び選択肢評価の段階では小さくなり、代わってインターネットの果たす役割が大きくなっております。

また、5年前と比較すると、インターネットで商品を購入する人の割合が急速に増加しており、旅行・チケット、音楽・映像等、品質が一定で、情報収集から購入決定までインターネットで行える商品群については、その傾向が顕著であります。

図3-5 商品を知り、興味を持つ契機になっている情報源(複数回答)

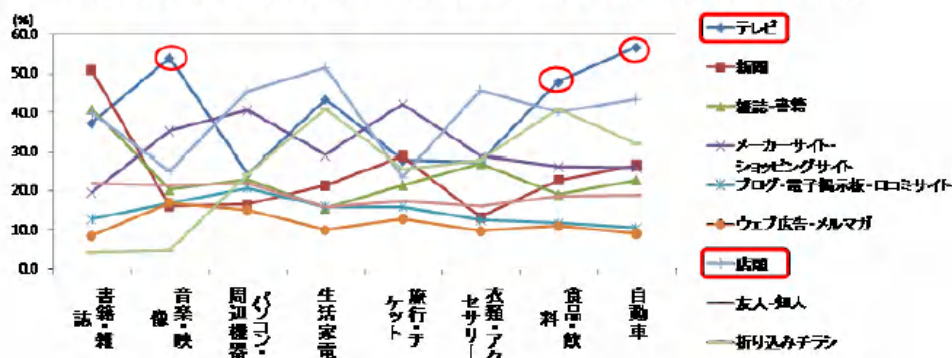
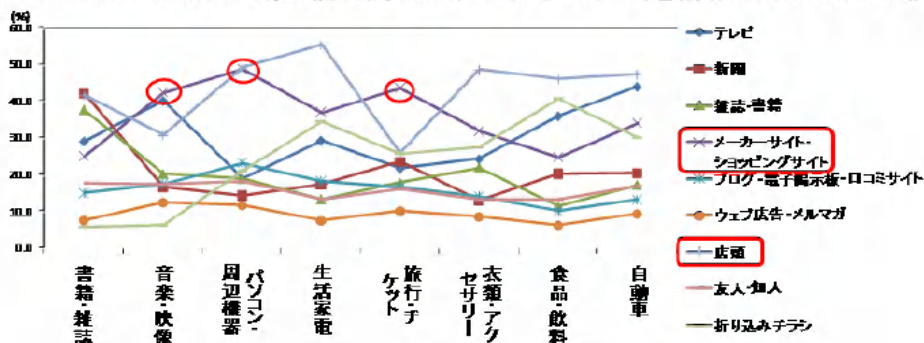


図3-6 過去1年以内に購入前に商品内容の詳細や評判を情報収集した方法(複数回答)



「情報通信白書告平成20年度版」より抜粋

図3-7 過去1年以内に事前に商品の機能や販売店を評価した方法(複数回答)

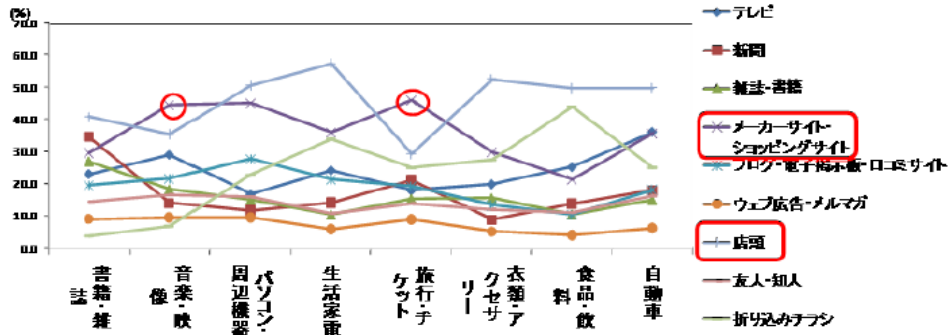
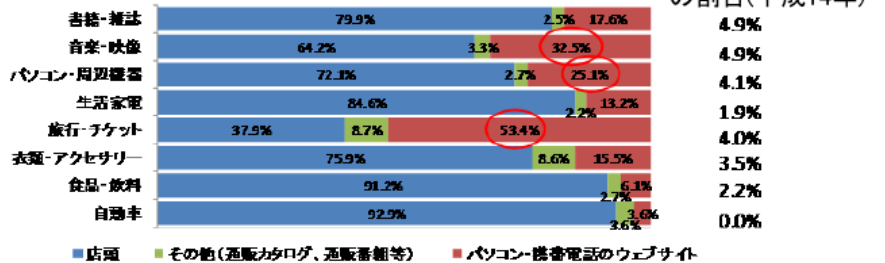


図3-8 最近1年間で商品購入した際に、最も利用した購入方法(平成19年)



「情報通信白書平成20年度版」より抜粋

⑤安心・安全なインターネットの利用

コンピュータウイルス※18被害や不正アクセス※19被害が拡大しつつある中で、多くの個人・企業が自主的に何らかの対策を実施しています。何の対策も講じていない割合は、個人で1割強、企業では3%程度にとどまっています。

また、フィルタリング※20ソフト・サービスの認知状況、利用状況については、いずれも前年に比べて増加しており、特に携帯電話のフィルタリングサービスの利用が対前年比14.2ポイント増の21.6%と大幅に増加しています。

今後は、ITが社会生活の領域に広く浸透する中、情報通信ネットワークのソフトウェア※21等の堅牢性、安全性の確保が重要となっています

※18 コンピュータウイルス：他人のコンピュータに勝手に入り込んで悪さをするプログラム。

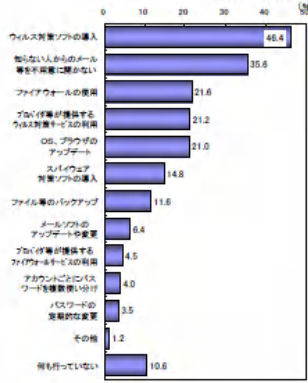
※19 アクセス：ネットワーク越しに他のコンピュータと接続すること。

※20 フィルタリング：特定の条件に合致するデータや、制限に抵触しないデータだけを通過させるソフト。一般的にはWeb フィルタリングソフトのことを言う。

※21 ソフトウェア：コンピュータシステム上で何らかの作業を行うプログラム群。物理的装置であるハードウェアと

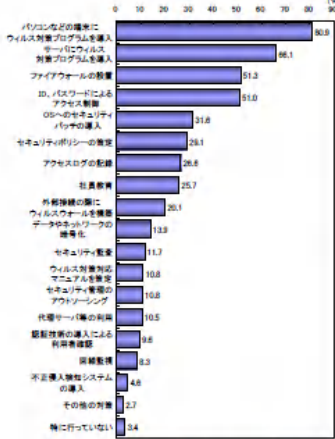
対比させて言うときに使う。

図3-17 個人のウィルス・不正アクセス対策
(複数回答)



(出典) 総務省「平成18年通信利用動向調査(世帯編)」

図3-18 企業のウィルス・不正アクセス対策
(複数回答)



(出典) 総務省「平成18年通信利用動向調査(企業編)」

図3-19 フィルタリングソフト・サービスの認知状況

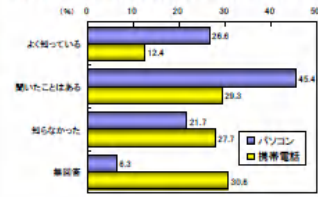


図3-20 フィルタリングソフト・サービスの利用状況

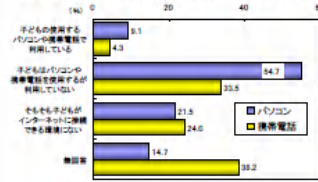


図3-19、3-20 (出典) 総務省「平成18年通信利用動向調査(世帯編)」

「情報通信白書平成19年度版」より抜粋

図3-14 フィルタリングソフト・サービスの認知状況

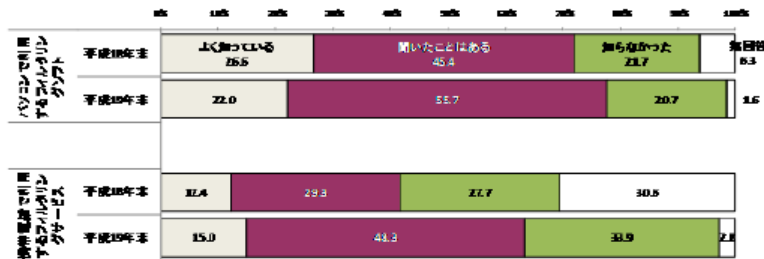
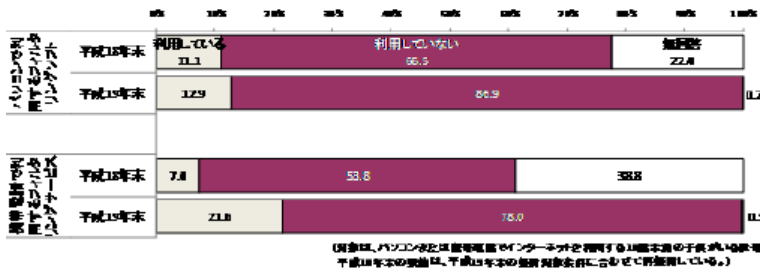


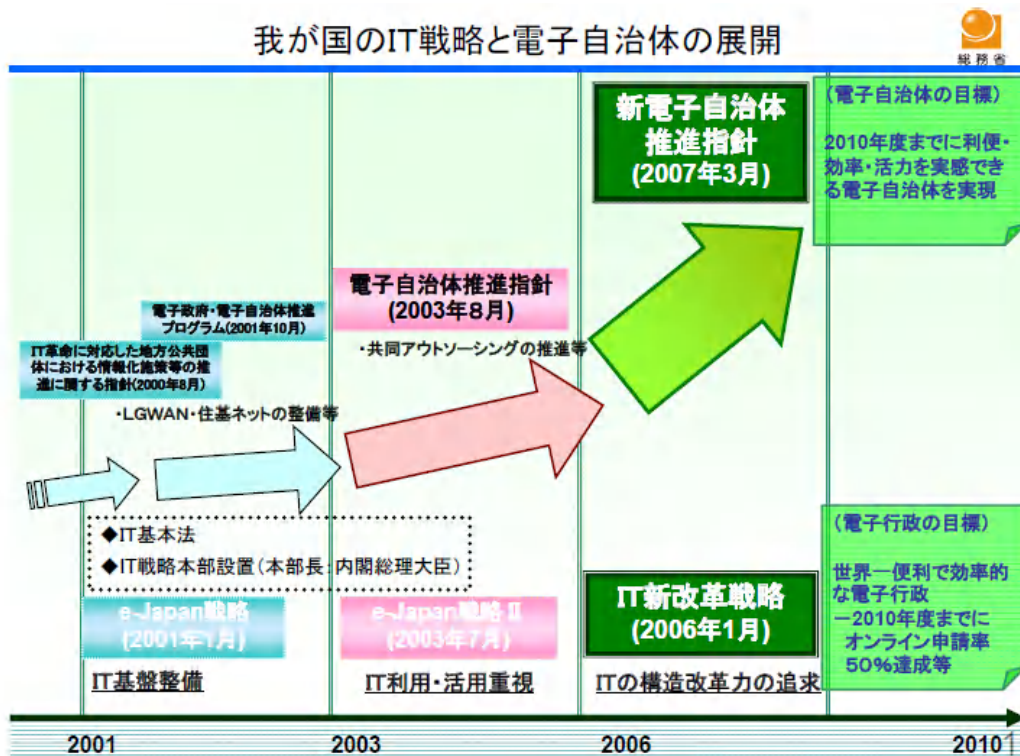
図3-15 フィルタリングソフト・サービスの利用状況



「情報通信白書平成20年度版」より抜粋

(2) 国の動向

国のIT戦略本部ではITの基盤整備を推進し、5年以内に世界最先端のIT国家になることを目指した「e-Japan戦略」(平成13年1月)、ITの利活用を重視した「e-Japan戦略Ⅱ」(平成15年7月)の策定に続き、ITによる構造改革力を追求し、平成22年までにわが国がめざすべき姿として「いつでも、どこでも、何でも、だれでも」使えるユビキタスネットワーク社会の実現を目指した「IT新改革戦略」を平成18年1月に策定したほか、来るべきユビキタスネットワーク社会へと発展させるための「u-Japan政策」※22(平成16年12月)を公表するなど、国のIT政策を推進する動きが加速しています。



「情報通信白書告平成20年度版」より抜粋

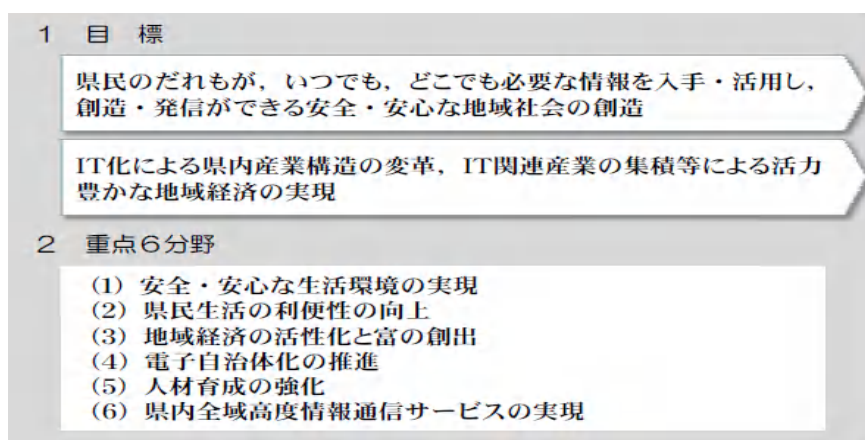
※22 「u-Japan政策」: uはユビキタス。ネットワーク分野は準備に一定の時間を要することから、中期的なビジョンとして

総務省が予め策定した政策。ITが日常生活の隅々まで普及することを目的としている。

(3) 県の動向

宮城県においては、平成13年に「みやぎマルチメディア・コンプレックス構想」※23、「みやぎIT戦略」※24、「宮城県IT戦略推進計画」※25を策定し、県民生活、産業振興、電子自治体化などを推進してきました。その後、社会経済情勢の変化に対応すべく平成16年に「宮城県IT戦略推進計画Ⅱ」※26を策定し、県・市町村・民間団体・企業等がそれぞれ連携しながら取組みを進めてきました。そして、平成18年11月には、「宮城県IT推進計画」（平成18～20年度）を、さらに平成21年2月に「宮城県IT推進計画Ⅱ」（平成21～22年度）を策定し、「県民だれもが、いつでも、どこでも必要な情報を入手・活用し、創造・発信ができる安全・安心な地域社会の創造」「IT化による県内産業構造の変革、IT関連産業の集積等による活力豊かな地域経済の実現」を目標に掲げています。

また、その達成のために設定した重点目標6分野については「安心・安全な生活環境の実現」等を挙げ、特に市町村との関わりの中では「電子自治体の推進」において、電子市町村化の促進事業として県民にとって最も身近な自治体である市町村の電子化を促進し、行政サービスの向上、拡大を目指しています。



「宮城県IT推進計画Ⅱ」より抜粋

※23 「みやぎマルチメディア・コンプレックス構想」：ITプラットフォームの形成を目指し、情報通信基盤の整備、人材育成の強化など仙台域を中心にIT産業集積のためのプロジェクトを推進するもの。

※24 「みやぎIT戦略」：県・市町村・産業団体等が中心となり展開すべきプロジェクトを明確にし、それぞれが実現に向けた指針として策定したもの。

※25 「宮城県IT戦略推進計画」：県民だれもがITを活用し創造・発信できる社会を目指し、県が実施主体となって取り組む重点事項を明らかにした計画。

※26 「宮城県IT戦略推進計画Ⅱ」：旧計画から3年が経過し、電子県庁アクションプログラムとの整合や緊急経済産業再生戦略と

の連動が必要となったことから、推進期間を2か年延長し策定したものの。

(4) 南三陸町の地域特性

南三陸町は、宮城県北東部、本吉郡南部に位置し、馬蹄形の形はリアス式海岸特有の猛々しい風光を有する南三陸金華山国定公園の一角を形成しています。東は太平洋に面し、北は本吉町、南は石巻市、西は登米市にそれぞれ接しています。西・北・南西は北上山地の支脈の東南にあり、西の田東山嶺から東南側に向かって山間部の傾斜地に集落が分散し、海岸部には市街地や集落が分散しながら立地するなど自然状況も多岐にわたります。

こうした地勢により、中山間地域が多いため、町内全域の情報通信インフラ※27の環境整備が統一されておらず、ブロードバンドサービスの未提供地域、携帯電話の不感または受信感度が低い地域、テレビの難視聴地域が一部存在しています。いずれも、民間事業者や国・県と協議を行いながら情報通信分野における地域格差の是正に取り組む必要があり、特に2011年7月末で終了する地上アナログ放送※28から地上デジタル放送※29への移行に伴う対応や難視聴対策などについては早急に取り組む必要があります。

※27 情報通信インフラ：情報通信の基盤のこと。IT分野では、何らかのシステムや事業を有効に機能させるために基盤として必要となる設備や制度などのこと。

※28 地上アナログ放送：映像と音声の送信方式がアナログ波の放送。主に従来のテレビジョン放送方式のこと。

※29 地上デジタル放送：通称「地デジ」。映像と音声の送信方式デジタル波（数字の0と1のデジタル信号）にして送信する放送形態。デジタル放送は、従来のアナログ放送に比べて、高画質、データ放送が可能となっている。

第3章 現状と課題

(1) 情報化への取り組み経緯と課題

本町では、これまでも情報化を推進し、平成17年の合併時には、住民基本台帳や戸籍、税といった基幹系業務において2町のシステムを統合し、文書管理やグループウェア※30といった内部情報系システムについても2町のシステムを同一にするなど、各種業務システム等をネットワーク化し運用しています。

また、合併により行政区域が拡大したことで、行政サービスならびに住民サービスの低下を招かぬよう、均等かつタイムリーな情報提供と、広域的な視点でのまちづくりを展開するための情報通信基盤として、町内の公共施設及び小中学校を光ファイバ網※31で接続する地域イントラネット※32基盤施設整備事業（以下「南三陸iねっと」という。）を平成18年度に実施し、「行政情報提供システム※33」、「学習支援システム※34」、「健康・福祉相談システム※35」、「議会中継システム※36」、「防災情報提供システム※37」を構築して、住民の方々へのサービス向上を図ってきました。

※30 **グループウェア**：ユーザー間のコミュニケーションや情報の共有を実現することで、グループによる作業を効率化するソフトウェアのこと。LAN上での利用を前提とする。

※31 **光ファイバ網**：光ファイバーを使用し、電気信号を光に変えて伝送するためのケーブルで結ばれたネットワーク。長距離、高速データ伝送が可能。

※32 **イントラネット**：コンピュータを通信回線で接続して構築した組織内部でのネットワーク。

※33 **行政情報提供システム**：町ホームページへの即時性の高い情報提供、公民館などへの公共パソコンの設置、行政情報のメール配信など、総合的なシステムの名称。

※34 **学習支援システム**：各学校のインターネット接続の一本化や役場に設置した学校間共有サーバに各学校から接続し、情報の共有化を図る学校教育に特化したシステムの名称。

※35 **健康管理システム**：テレビ電話を活用したもので、保健センターや地域包括支援センターの保健福祉施設（3箇所）と各公民館（4箇所）に設置され、遠隔による相談業務などが行えるシステム。

※36 **議会中継システム**：町ホームページや公共パソコン、役場・支所・公民館に設置されたテレビモニターから南三陸町議会のライブ映像及び録画映像が視聴できるシステム。

※37 **防災情報提供システム**：防災カメラや避難所地図情報、緊急・防災メールの配信など、町の防災情報に特化した総合的なシステムの名称。

学校教育における情報化については、南三陸 i ネットによる学習支援システムの導入、コンピュータ教室へのパソコンの配置や校内 LAN※38 整備、教職員パソコンの公用化などにより、IT 教育※39 の充実や情報リテラシー※40 の向上を図っていますが、今後、さらなる情報教育の拡充や教職員の情報活用能力の向上を図り、次世代を担う子供たちへの IT 教育の継続的な推進が必要であります。

町内の電気通信事業者による通信インフラ設備状況については、志津川・入谷地区ではADSL※41 やFTTH※42、戸倉・歌津地区では ADSL による高速で安価な常時接続サービスによるインターネット通信環境が整備されています。しかし、利用場所から局舎までの距離が遠いため、一定の通信速度が確保されないケースや、戸倉・歌津地区での FTTH サービス未提供により、地域間でのインターネット環境に格差が見受けられます。また、携帯電話の電波受信状況については、一部の地域では、通じにくいまたは不通となっている地域もあり、地域間による情報格差が懸念されています。

このことから、人的または地理的な条件等による採算性の観点から、民間主導での通信インフラ整備が進まない地域については、引き続き、国、県の支援を得ながら電気通信事業者に働き掛けを行うなど、行政が主体となって通信インフラ整備を促進し、デジタルデバイド ※43 解消のために努めていく必要があります。また、南三陸 i ネットの自営光ケーブル※44 の開放や民間通信事業者による新たなサービスや通信方法などを調査検討し、デジタルデバイドの解消に向けた取り組みを展開していきます。

※38 校内 LAN：学校内におけるコンピュータやプリンタ等の機器を接続するネットワーク。

※39 IT 教育：IT 技術を活用した情報教育のこと。

※40 情報リテラシー：コンピュータを操作する能力だけでなく、インターネットなどの情報ネットワークを活用して得た情報を収集、整理、加工、分析して本質をつかみ、自分が伝えたい情報を他者に発信できる能力のこと。

※41 ADSL：電話線を使い高速なデータ通信を行なう技術。電話の音声を伝えるのには使わない高い周波数帯を使って通信を行なう技術の一種で、一般の加入電話に使われている 1 対の電話線を使って通信する。

※42 FTTH：光ケーブルを一般個人宅へ直接引き込む、光通信の網構成方式である。FTTP (Fiber To The Premises) とも言う。

※43 デジタルデバイド：コンピュータで扱うデジタル化された情報を入手したり発信したりする手段を持つ者と持たない者との間の格差（情報格差）のこと。通常は、通信手段に関する格差も含まれる（通信格差）。

※44 自営光ケーブル：南三陸 i ネットの接続施設間を結ぶ専用の自営光ケーブルのこと。

(2) 情報化のニーズ※45

住民の情報通信機器等の利用状況や情報の入手や提供、地域情報化に対する意識等を把握し、その結果を基に本計画書の策定基礎資料として活用するために住民意向調査アンケートを実施しました。

本調査の概要については次のとおりです。(調査結果については、参考資料として P43 以降に掲載しています。)

調査方法

対象者：平成 21 年 5 月末現在で、満 18 歳以上の町民 1,000 人

抽出方法：住民基本台帳からの無作為抽出

標本数：1,000 票

調査方法：無記名質問紙法（行政区長による配布・郵送による回収）

調査期間：平成 21 年 7 月中旬～平成 21 年 8 月 14 日（金）

※ 集計については、平成 21 年 8 月 20 日到着分までを対象としました。

調査内容：調査票の設問内容と構成

	項目（カテゴリ）	主な質問事項	設問数
I	基本属性	性別、年代、職業、居住地	4
II	広報みなみさんりく・防災無線放送について	【広報みなみさんりく】 ・ 広報みなみさんりくの利用度、満足度、改善点	3
		【防災無線放送】 ・ 放送の時間帯、回数、内容について ・ 放送の改善（見直し）点	2
II	情報の入手方法内容などについて	・ 行政情報の入手方法について ・ 必要となる情報の種類について ・ 町ホームページ及び携帯電話サイトの利用及び閲覧状況について	3
III	インターネット・携帯電話について	【インターネット】 ・ パソコンの保有状況について ・ インターネット接続・利用状況について	6
		【携帯電話】 ・ 携帯電話の保有状況について ・ 携帯電話の利用状況について	2

Ⅳ	南三陸町地域インターネット（南三陸いねっと）について	<ul style="list-style-type: none"> ・南三陸いねっとの認知度について ・南三陸いねっと提供システムの利用状況について 	2
Ⅴ	地域情報化の推進について	<ul style="list-style-type: none"> ・情報化を推進するための重点的な項目について ・情報化を推進することによる期待する効果について ・意見や感想（自由記載） 	2

回収結果：地区別の抽出数、回収数及び回収率は次のとおりです。

地区	配布数	回収数	回収率（%）
志津川	460	189	41.1%
戸倉	140	56	40.0%
入谷	110	48	43.6%
歌津	290	146	50.3%
居住地不明	-	21	
合計	1000	460	46.0%

※45 ニーズ：必要とされるもの。

第4章 基本方針と施策の概要

(1) メインテーマ

本計画では、町の総合計画で定めたまちの将来像「自然・ひと・なりわいが
紡ぐ安らぎと賑わいのあるまち・南三陸町」を実現するための7つの柱を核と
して、町民だれもが情報を享受できる地域社会の実現をめざすために

～メインテーマ～

だれもが必要な情報を得られる地域社会の実現

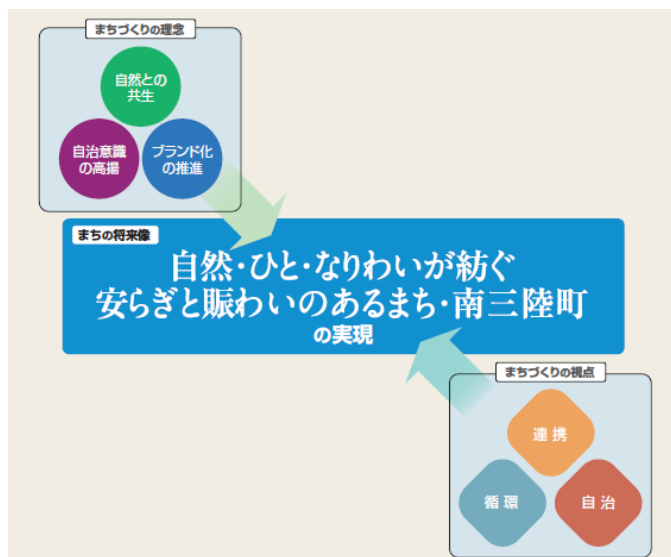
をメインテーマとして設定します。

○7つの柱（施策の大綱）

- I 安全で安心なまちづくり
- II 集いと賑わいのあるまちづくり
- III みんなで支えあう健康のまちづくり
- IV 環境と調和したまちづくり
- V 知性と豊かな心を育むまちづくり
- VI 参加と協働が活発なまちづくり
- VII 戦略的な地域経営の展開

まちの将来像を実現するため、次の7つの柱(政策)を定めます。

政策	主要施策
安全安心 I 安全で安心なまちづくり	1 防災対策の推進 2 消防・救急体制の充実 3 交通安全対策の推進 4 防犯対策の強化
産業振興 II 集いと賑わいのあるまちづくり	1 農林業の振興 2 水産業の振興 3 商工業の振興 4 観光の振興 5 地場産業の振興と連携 6 交流型産業の育成と支援 7 雇用対策の充実・起業の支援
保健・医療・福祉 III みんなで支えあう健康のまちづくり	1 健康づくりの推進 2 地域医療の充実 3 高齢者福祉の推進 4 障害者福祉の推進 5 子育て支援の推進 6 地域福祉の充実
自然環境・生活環境 IV 環境と調和したまちづくり	1 資源循環型社会の形成 2 自然環境の保全 3 生活衛生環境の充実 4 廃棄物対策の充実 5 環境と調和した快適な住環境の整備 6 道路交通網の充実 7 公共交通網の充実 8 安全で安定した水の供給 9 計画的な土地利用の推進
教育・生涯学習 V 知性と豊かな心を育むまちづくり	1 生きる力を育む学校教育の充実 2 地域資源を活かした教育の充実 3 生涯学習の推進 4 スポーツの振興 5 文化の継承と創造
参加・協働 VI 参加と協働が活発なまちづくり	1 開かれた市政の推進 2 地域コミュニティ活動の充実 3 ふいさと意識の共有 4 国際交流・地域間交流の推進 5 男女共同参画社会の形成
行財政運営 VII 戦略的な地域経営の展開	1 効率的・合理的な行財政運営の推進 2 時代に対応した組織の構築と運営 3 地域情報化の推進 4 広域連携の推進



【南三陸町総合計画より抜粋】

(2) 情報化の基本方針

本町のまちづくりの基本理念である「自然との共生」「自治意識の高揚」「ブランド化の推進」のもと、協働によるまちづくりの推進や積極的な情報の公開・発信・共有による住民サービスの向上を図るとともに、「連携」「循環」「自治」を意識した地域運営を展開し、だれもが必要な情報を得られる地域社会の実現を目指します。

また、本計画の策定に係る住民意向調査結果を踏まえ、住民ニーズを反映した情報化を推進するため、次の4項目を情報化の基本方針として定めます。

- ① 安全で安心な生活を支える情報化の推進**
- ② 知性と豊かな心を育む情報化の推進**
- ③ 活力と賑わいを呼びこむ情報化の推進**
- ④ 効率的な行政運営を目指す情報化の推進**

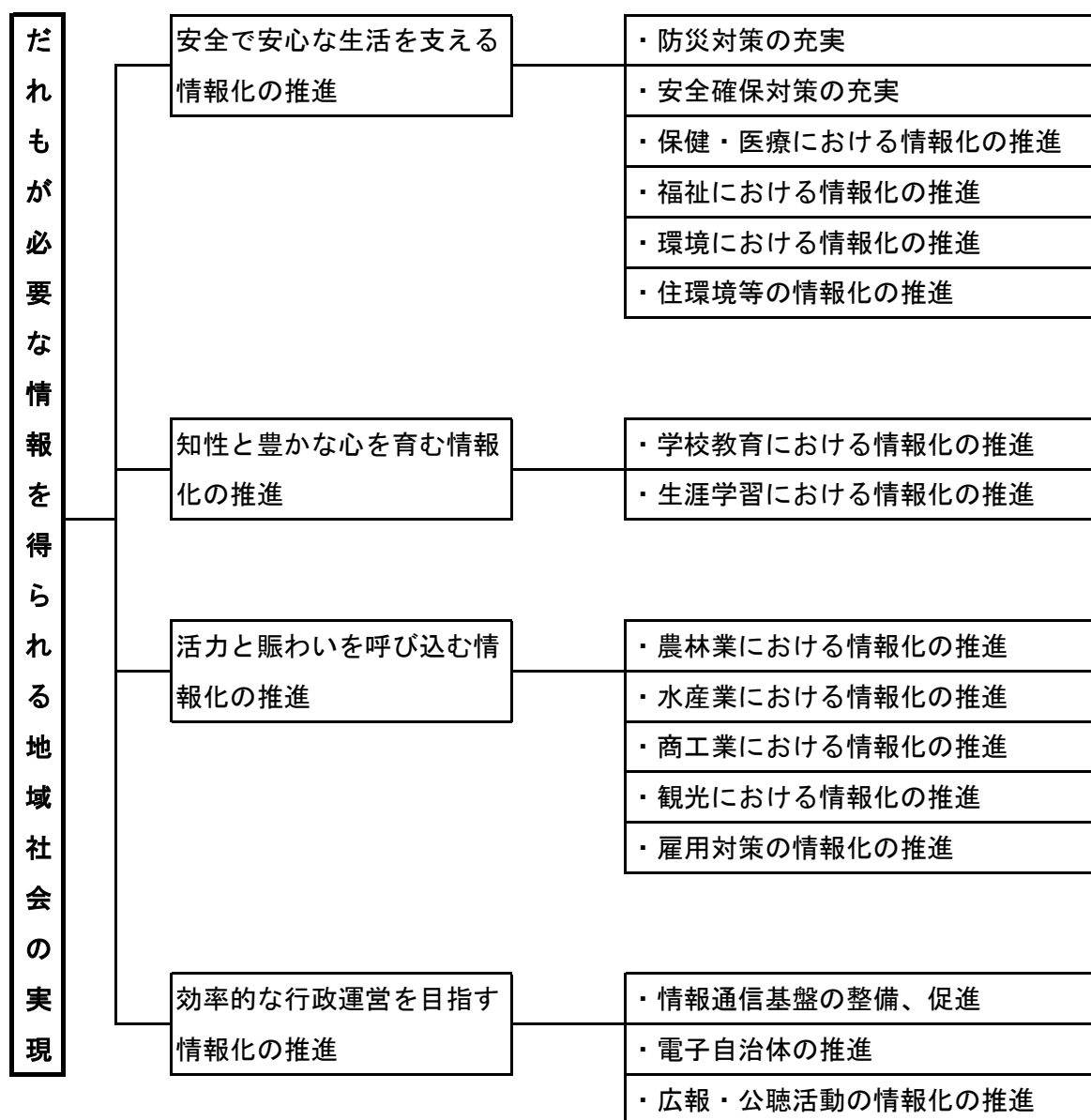
南三陸町情報化推進計画体系 ー施策展開ー

南三陸町の情報化施策の推進方向は、具体的な情報化事業を進めていくための基本となるもので、基本方針に基づいた分野ごとの施策の推進方向を町民の立場に立って進めていくものとし、内容的に類似性等を考慮しながら、総合的な観点から施策を体系化し展開していくものとします。

【メインテーマ】

【基本方針】

【施策の展開】



第5章 施策の展開

情報化施策の展開については、基本方針に掲げた各項目の基本となる取り組みをまとめたもので、今後どのような方向で情報化を推進・展開していくかを明確にするものです。

(1) 安全で安心な生活を支える情報化の推進

①防災対策の充実

本町は、過去に地震や津波による災害の被害を幾度となく受けてきました。また、近い将来、高い確率で宮城県沖地震の発生が予測されていることから、大規模災害を想定した緊急防災対策の一環として、南三陸 i ネットを介した防災情報提供システムの構築及び緊急・防災情報のメール※46 配信サービスを展開し、即時性の高い情報を発信しています。また、緊急・防災情報を住民に伝達する手段として、防災無線放送※47の整備が町内全域で確立しておりますが、整備から10年以上が経過し老朽化が進んでおり、現在のアナログ方式※48からデジタル方式※49への移行する新たな防災無線放送の整備拡充が課題となっております。

今後は、安全で安心なまちづくりのために、大規模災害や緊急時に対応できる情報伝達手段の確立や関係機関とのネットワーク強化、さらには南三陸 i ネット等による緊急・防災情報を充実させ、住民への正確で迅速な情報提供とその体制を確保する必要があります。

NO	項目	内容	担当課
1)	即時性の高い緊急・防災情報の提供	<ul style="list-style-type: none">・住民への情報提供や被害情報の収集伝達手段として緊急・防災情報や安全・安心情報のメール配信サービスの充実を図ります。・南三陸 i ネット、町ホームページにおける防災関連コンテンツ※50 や避難所情報の充実と、沿岸部に設置した防災カメラの制御強化を図ります。・住民の防災意識の向上を図るため、広報みなみさんりくやチラシ等による啓発活動を展開します。	危機管理課 南三陸消防署

2)	防災無線放送のデジタル化への移行推進	・防災無線放送の老朽化に伴い、アナログ方式からデジタル化への移行を図り、行政と住民が双方向での情報共有・連絡体制の整備についても検討します。	危機管理課
3)	防災関連システムの整備・拡充	・ <u>宮城県総合防災情報システム (MIDORI)</u> <u>※51、全国瞬時警報システム (J-ARERT)</u> <u>※52、EM (エム) ネット※53</u> 等から防災関連情報を住民及び外部へ発信できる環境整備を検討し、災害の抑制と迅速かつ的確な防災対応の確立を目指します。	南三陸消防署 危機管理課
4)	医療分野における災害・緊急対策	・緊急・災害時に有効的に活用できる衛星電話装置のデジタル化を検討し、より高度な通信手段の確立を目指します。	公立志津川病院 (総務課)
5)	災害時に活用できる <u>ハザードマップ※54</u> の作成	・地図情報を活用し、災害時における要援護者等を記載したマップを作成し、緊急・災害時における避難経路の整備、情報収集や支援体制の確立を図ります。	保健福祉課
6)	町内消防団員への周知徹底	・南三陸 i ネットを活用し、消防団員への参集体制の整備を推進、緊急・災害時における迅速な初期体制の確保に努めます。	危機管理課

※46 メール : コンピュータネットワークを通じて行う、メッセージ通信。電子メールの略。

※47 防災無線放送 : 無線技術を活用し、屋内の個別受信機や屋外の放送設備に行政・防災情報等を発信する放送システムのこと。

※48 アナログ方式 : 使用できる周波数帯が限られており、1波1回線の方式。同一周波数で通信されるため、端方向通信となる。

※49 デジタル方式 : アナログ方式とは異なり、周波数の利用効率が高く、音声や画像を圧縮した伝達や秘話性が高い方式。双方向通信も可能となっている。

※50 コンテンツ : 内容、中身という意味の英単語で、デジタルデータ化されたものをデジタルコンテンツという。

※51 宮城県総合防災情報システム (MIDORI) : 宮城県の全市町村に導入され、県内の被害情報を迅速に収集して防災関係機関で相互に情報共有を行うための総合防災システムのこと。

※52 全国瞬時警報システム (J-ARERT) : 緊急地震速報や地震・津波情報などを提供する防災と国民保護をメインとシステム。本町では平成20年度に導入。

※53 EM (エム) ネット : 緊急情報ネットワークの略。内閣官房が整備を進めている総合行政ネットワーク (L G W A N) を利用した、国と地方公共団体間で緊急情報を双方向通信するためのシステムのこと。

※54 ハザードマップ : 災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。

②安全確保対策の充実

全国的に幼児・児童・生徒を対象とした犯罪が多発しており、近年における犯罪の形態も時代とともに変化してきています。

本町では、犯罪を未然に防ぐため地域住民、行政、防犯団体との連携を図っておりますが、今後はさらなる安全確保対策の充実を図るため、教育委員会との連携を強化しながら、不審者情報や防犯対策に関する情報を提供します。

NO	項目	内容	担当課
1)	安全・安心情報の提供	・住民の安全確保のため、南三陸 i ネット等を利用して、不審者情報や防犯対策に関する情報を提供します。	危機管理課 教育総務課
2)	ハザードマップの作成	通学路や防災に関連するハザードマップを作成し、生徒・児童の安全安心の確保に努めるとともに、広く住民への啓発活動に努めます。	危機管理課 教育総務課

③保健・医療における情報化の推進

多様化する生活環境や生活様式の変化により、がんや心臓病、循環器病、糖尿病などの生活習慣病やストレス関連疾病への対策が課題となっています。

今後は、住民一人ひとりが健やかに自分らしく暮らせる人生を実現するために、自らが健康づくりに取り組むための効果的・効率的な保健指導、健全な生活習慣の形成を推進するとともに、南三陸 i ネット健康福祉相談システムや町ホームページ等の有効活用を図ります。

また、本町の基幹病院である公立志津川病院の医療サービスについて充実を図り、その診療内容についてもホームページ等で広く周知していきます。なお、救急患者の早期対応については、公立志津川病院と周辺中核病院、救急救命センターや県立子ども病院等の関連機関とのネットワークを強化していく必要があります。保健・医療の連携を強化し、健康で安心して暮らせる環境整備を進めます。

NO	項目	内容	担当課
1)	健康づくりに関する総合的な情報の提供	・健康づくりに関する食生活相談・保健指導を健康福祉相談システム等を利用しながら体制の充実を図り、保健事業の積極的な情報提供に努めます。	保健福祉課 町民福祉課

2)	休日夜間医療機関の周知徹底	・町ホームページや防災無線放送等を利用し、日曜当番医及び日曜当番歯科医の周知業務を徹底します。	保健福祉課 町民福祉課
3)	公立志津川病院の診療内容の周知	・公立志津川病院のホームページの内容充実を図り、診療内容等についても広く住民に周知します。また、広報みなみさんりくを活用した情報提供についても積極的に取組めます。	公立志津川病院（総務課）

④福祉における情報化の推進

本町の65歳以上の高齢化率は約30%となっており、宮城県平均と比較して高齢化率は高くなっています。また、高齢化率はさらに上昇するものと予測され、核家族化の進行により、高齢者のみの世帯も増加しています。今後は、地域全体で高齢者を支える福祉体制づくりが求められ、健康で元気な高齢者への支援や介護サービスの充実等を推進するため積極的に情報を提供していきます。

一方、少子化の進行と家庭や地域を取り巻く子育ての環境は大きく変化してきており、子どもの育つコミュニティが希薄化しています。今後は、さらに多様化する保護者や家庭の保育ニーズを的確に把握し、支援内容を充実させていきます。

NO	項目	内容	担当課
1)	生活福祉に関する情報の提供	・福祉制度や各種福祉計画等の住民生活に必要な生活福祉情報を積極的に提供します。	保健福祉課 町民福祉課
2)	高齢者福祉及び障害者福祉に関する情報の提供	・高齢者福祉サービスや障害者就労情報、制度情報をわかり易い内容で情報を提供します。	保健福祉課 町民福祉課
3)	高齢者福祉分野における緊急通報システムの活用	・一人暮らしの高齢者宅に設置している緊急通報システムを活用し、高齢者の安全確認に努めます。	保健福祉課 町民福祉課
4)	介護保険サービスに関する情報提供	・介護支援事業所、地域包括支援センターと連携し、ケアプラン等の介護サービス情報を積極的に提供します。	保健福祉課 町民福祉課
5)	子育て支援に関する情報の提供	・子育て支援や学童保育に関する情報を積極的に提供します。	保健福祉課 町民福祉課

⑤環境における情報化の推進

環境と調和したまちづくりを推進するには、地域環境の保全と地域資源の活用を両立させながら、持続可能な地域産業や生活を成り立たせていくことが大きな課題であり、必要不可欠な条件となっています。

一方、社会経済の進展に合わせて生活環境が変化し、ごみ、産業廃棄物、騒音、振動、悪臭など様々な問題が生じています。

このような中、情報部門においては、作成中である環境基本計画を完成次第町ホームページ等に公開し、環境対策思想の浸透を図ります。また、従来の各種調査、資源回収など生活環境に必要な情報を提供し、住民サービスの向上に努めます。

NO	項 目	内 容	担当課
1)	資源循環型社会の形成のための情報化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本計画を策定し、町ホームページ等で公開し、広く住民に周知します。 ・地球温暖化実行計画の実行実績や資源循環型社会形成のための有効な情報を提供し、環境対策思想の浸透を図ります。 	環境対策課
2)	自然環境保全のための情報化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・河川・海域の水質検査の結果を公表し、自然環境保全の啓発活動を行います。 	環境対策課
3)	生活衛生環境充実のための情報化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・狂犬病予防等獣疫関連情報などを提供し、動物愛護思想の啓発に努めます。 ・迷い犬の情報を電子メールにより配信し、迅速に飼い主を捜します。 ・斎苑の予約情報を町ホームページに掲載し、利用者の利便を図ります。 ・<u>リアスクリーン作戦※55</u>、<u>さわやかサポートプログラム※56</u>等の情報を紹介し、環境美化活動の啓発に努めます。 	環境対策課
4)	廃棄物処理対策推進のための情報化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ分別計画等の必要な情報の提供や地域説明会を行うなど意識啓発に努め、ごみの減量化や資源化を推進します。 ・ごみの処理実績、し尿の処理実績を公開し、廃棄物処理の実態を周知します。 ・不法投棄処理の実績等を公開し、不法投棄の防止に努めます。 	環境対策課

⑥住環境等の情報化の推進

高齢化の進行により、1人暮らしや高齢者のみの世帯が増加傾向にあり、既存の町営住宅では、築40年以上が経過した老朽化住宅も残存しています。今後は、老朽住宅の安全性確保を図る必要もありますが、情報分野では、空室状況などタイムリー※57な情報を町ホームページ等で提供していきます。

また、工事による各種交通規制等については、広報みなみさんりく・町ホームページ・防災無線放送を利用し、迅速に情報を提供していきます。なお、開通が待ち望まれる三陸自動車道の工事進捗情報なども情報提供を行います。

住民の生活に欠かせない水資源については、安心して安定した水を供給するため、災害に強い施設づくり、漏水対策、安定した水源の確保等に努めるとともに、暮らしに役立つ情報や事故等による断減水情報を提供していきます。

NO	項目	内容	担当課
1)	町営住宅の募集案内	・募集を行う町営住宅の場所、家賃、間取り、募集期間等についての情報を提供し、利用者の利便性の向上に努めます。	建設課
2)	各種工事に関する情報の提供	・住民生活に影響のある工事等について、内容、期間、通行規制などの情報を提供します。	建設課
3)	三陸自動車道の情報の提供	・開通が待ち望まれる三陸自動車道の工事進捗情報などの情報を提供します。	建設課
4)	上下水道に関する情報の提供	・生活に直結した情報（凍結防止・漏水等）や断水・通行規制等の工事情報を提供します。 ・休日の開所業務等に係る情報を提供し、住民サービスの向上に努めます。	上下水道事業所

※55 リアスクリーン作戦：豊かな自然環境を守り、快適な生活環境を実現するために展開する南三陸町内全域一斉環境美化活動（清掃活動）のこと。毎年1回、海の日前後の日曜日に実施している。

※56 さわやかサポートプログラム：全国の自治体で展開されているアダプトプログラムの南三陸町における事業の名称。5人以上のグループ等で年5回以上の環境美化活動を実施、2年以上継続することが認定条件となっている。

※57 タイムリー：時期を得た、ちょうど良い時。

(2) 知性と豊かな心を育む情報化の推進

① 学校教育における情報化の推進

本町では、少子化等の影響により児童・生徒数は年々減少傾向にあり、学校数も平成21年度には小学校5校、中学校3校で、合併前と比較すると小学校3校、中学校1校が減少しています。このような中、特色ある学校づくりの観点から、急速に変化する社会状況に対応するため、パソコン等を利用した情報教育は必要不可欠な部門となっており、今後も情報教育環境を拡充するとともに、児童生徒、教職員の情報モラルや情報リテラシーの向上を図っていきます。

NO	項 目	内 容	担当課
1)	学校教育施設における情報通信環境の整備・拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒・児童の学習用パソコン(1人1台)の環境整備を図ります。 ・学校内での校内LAN環境を充実させ、学校教育のネットワーク化を促進します。 	教育委員会 教育総務課
2)	学校ホームページによる情報公開の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・町内全小中学校のホームページの開設、または、町ホームページを介した各学校の紹介ページ等を作成し、情報公開の促進を図ります。 	教育委員会 教育総務課
3)	地域イントラネット網を利用した情報教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校間共有サーバ※58を利用し、学校間で教材等の共有化を行うことにより、質の高い情報教育を提供していきます。 ・情報教育について話合う場を設け、学校と教育委員会等での情報の共有化を促進します。 ・学校単位での情報提供手段として、南三陸iねっとを介したメール配信サービスの導入を促進します。 	教育委員会 教育総務課
4)	学校教育における情報モラルの向上	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教職員の情報機器及び記録媒体等の管理基準を策定し、個人情報の保護及び取扱いを徹底します。 	教育委員会 教育総務課

※58 サーバ： コンピュータネットワークにおいて、クライアントコンピュータに対し、自身の持っている機能やデータを提供するコンピュータのこと。

②生涯学習における情報化の推進

生涯にわたる学習活動を支援するために、町内4つの公民館において、地域の特色を活かした講座や教室を開催しています。

今後は、生涯学習のネットワーク（生涯学習情報の一元化）づくりや学習活動を通じての地域住民の交流促進、インターネットなど情報教育の充実を図っていきます。また、芸術・文化の振興については、住民の芸術文化活動に関わる行事や町内で開催される芸術文化鑑賞機会の情報提供の充実と、地域の文化財の保護・活用、伝統芸能等の保存継承を促進するなど、地域の魅力紹介をメインとした情報を積極的に提供していきます。

NO	項目	内容	担当課
1)	生涯学習情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・各種行事や講演会、文化スポーツ等のイベントの生涯学習情報が得られるよう環境整備を進めるとともに、積極的に情報提供を行います。 ・各種施設の予約状況を公開し、利用者の利便性の向上を図ります。 	教育委員会 生涯学習課
2)	図書館情報のシステム構築の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館サービスの充実を図るため、蔵書整理を実施し、蔵書のデータベース※59化やインターネットを介した書籍・資料の検索が可能となるシステムの導入について検討します。 	教育委員会 生涯学習課
3)	高齢者等生きがいづくり支援事業の実施（情報機器等の講習・説明会）	<ul style="list-style-type: none"> ・各種教室等にパソコンや情報機器の説明や講習を盛り込み、高齢者でも様々な情報機器に対応でき、ITの恩恵を享受できるよう努めます。 	教育委員会 生涯学習課 企画課
4)	<u>バーチャルミュージアム</u> ※60の内容充実	<ul style="list-style-type: none"> ・町ホームページ上のバーチャルミュージアムの内容充実を図り、貴重な町の文化財等の情報のデジタル化を図ります。 	教育委員会 生涯学習課 企画課
6)	各種講演会等の遠隔視聴の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・南三陸iねっとシステムを活用し、各種講演会等を開催施設以外でも遠隔にて視聴できる仕組みを展開し、住民の利便性向上を図ります。 	教育委員会 生涯学習課 企画課

※59 データベース：コンピュータで相互に関連するデータを整理・統合し、検索しやすく決まった形で蓄積したもの。

※60 バーチャルミュージアム：仮想博物館。ここでは、南三陸町の文化財や史跡などをホームページ上で紹介する内容となっている。

(3) 活力と賑わいを呼びこむ情報化の推進

①農林業における情報化の推進

本町の農業は、一戸当りの耕地面積が狭隘で、高齢化・担い手不足等の問題に加え、遊休農地の増大が大きな課題となっています。今後は、町の農業基本計画に合わせ、施設園芸と畜産の一層の産地化を図る一方で、農地の利用集積に努め、農業機械の共同利用を奨励するなど、生産効率の高い農業を推進することが求められています。情報面では、地図情報システム（GIS）※61の導入を図り、農地の有効活用や遊休農地の解消に努めます。また、農産物の販路拡大や地産地消促進のため、農協などの関連機関と連携し、町ホームページ等を利用し農産物直売所の紹介をしていきます。

林業については、国内産木材の価格低迷や後継者不足により林業への関心が低下しています。今後は、森林が持つ多様な公益機能を発揮させるとともに、近年環境貢献活動として企業が植林活動を推奨していることから、企業側と連携し、その取組み状況を町ホームページ等で情報提供していきます。

NO	項目	内容	担当課
1)	農地有効利用の促進	・地図情報システム（GIS）の導入により、新規就農者や農業の担い手への利用集積を促進し、農地の計画的な活用を図ります。	産業振興課 地域生活課
2)	企業との <u>タイアップ</u> ※62による林業の振興	・企業とのタイアップによる植林活動を積極的に発信し、参画企業の誘致に努め自然環境保護の促進を図ります。	産業振興課 地域生活課

※61 地図情報システム（GIS）：地図データのうち、複数の部署が利用する基盤的なデータを各部署が共用できる形で整備し、利用する横断的システム。

※62 タイアップ：提携、協力。

②水産業における情報化の推進

本町の基幹産業である水産業を取り巻く環境は、燃油の高騰、魚価安、後継者の不足等年々厳しさを増しています。加えて、水産資源の悪化等により漁獲量は減少していることから、資源や環境を守りながら生産の質を高めていくことが重要となります。

今後は、消費者の安全・安心な食品を求めるニーズに答えるため、トレーサビリティシステム※63の確立、増殖から漁獲、流通そして加工までの一貫した供給システムの構築、質を重視し地域でしか流通しない地産地消品の開発、意欲ある担い手の確保等を総合的に推進していくことが必要であり、その取り組みについて積極的に情報を提供していきます。

NO	項目	内容	担当課
1)	水産業の情報提供	・海浜高度利用センター及び自然環境活用センターのホームページの内容充実を図るとともに、町の基幹産業である漁業・水産業の情報を積極的に提供します。	産業振興課 地域生活課

※63 トレーサビリティシステム：物品の流通経路を生産から最終の消費あるいは廃棄段階まで追跡が可能なシステム。

③商工業における情報化の推進

町内の商店の状況は、ほとんどが家族従業員型及び兼業型商店で、その規模も小規模なものがほとんどです。また、近隣都市部への大型商業施設の出店により購買客は流失しており、経営環境は厳しさを増しています。また、製造業についても仙台近郊には誘致企業の進出はあるものの、本町の地域特性と合致した企業は見当たらないのが現状です。

今後は、地域住民と商店が互いに支えあうパートナーシップ※64の確立、企業誘致についても、企業側の求める進出条件の収集を行いながらあらゆる機会を捉えて推進していくとともに、地域の食材を活かした地域商店街のイベント等をホームページ等で情報を発信し、町内外へのPR活動を積極的に進めていきます。

NO	項目	内容	担当課
1)	商工会との連携による情報の提供	・地域商店街のイベント情報等を商工会と連携・共有し、町内外への積極的な情報提供に努めます。	産業振興課 地域生活課
2)	企業誘致、起業支援に係る情報化の推進	・企業の進出条件（ <u>インフラ※65</u> や集積状況等）の情報収集を行いながら企業誘致活動に努めます。	産業振興課 地域生活課

※64 パートナーシップ：友好的な協力関係。

※65 インフラ：インフラストラクチャーの略。社会的生産基盤、経済活動の基盤となる道路、港湾、電力、学校等の施設。

④観光における情報化の推進

本町には、優れた自然景観や全国に誇れる水産物や農産物などの質の高い地域資源が豊富にあり、全国的に通用するブランドとなる可能性を秘めています。

今、多くの消費者は「安全・安心」、「健康」、「本物」を志向し、また、都市部住民の間では「癒し」「やすらぎ」を求めるニーズが高まっています。

これをビジネスチャンスと捉え、個性的な発想によって、地域資源の付加価値を高めつつ他地域との差別化を図りながら、観光分野のみならず他団体との連携を図り、新たな観光戦略を展開できる確固とした体制づくりを推進します。特に観光イベントなど対外的な行事を積極的に情報発信していきます。

NO	項目	内容	担当課
1)	観光情報の積極的な発信	・南三陸の観光イベント情報を観光協会との連携を図り、町内外への積極的な情報発信に努めます。	産業振興課 地域生活課
3)	観光資源の整備・活用・情報の発信	・観光資源の掘起しや磨き上げを行い、観光情報のデータベース化による情報の共有化を図ります。	産業振興課 地域生活課

⑤雇用対策の情報化の推進

本町の雇用の情勢は、一部水産加工工業等で求人があるものの、電子部品や縫製等の製造業からの求人は減少傾向にあり、企業は従業員の削減や新規採用の抑制を行なう等、雇用を取り巻く環境は厳しくなっています。

今後、団塊の世代が定年となり、新たに高齢者の就業先が必要となることから、雇用情勢を好転させることが大きな課題となっており、タイムリーな情報を積極的に提供していきます。

NO	項目	内容	担当課
1)	求職者への情報提供	・無料職業紹介所の機能を充実させ、求職者への適切な情報提供を行い、雇用対策に努めます。 ・シルバー人材センターとの連携を図りながら情報提供に努め、高齢者の雇用を支援します。	産業振興課 地域生活課

(4) 効率的な行政を目指す情報化の推進

①情報通信基盤の整備・促進

本町では、平成19年3月に、南三陸iねっとの構築により、行政施設や小中学校の情報通信基盤が整備され、行政、教育、防災等の高度化を図るとともに、行政情報提供システムや防災情報提供システム等の各種システムを提供し、ITによる住民・行政サービスの向上を図っています。

今後は、南三陸iねっとの拡充と利用促進を図ると同時に、携帯電話の不感地域対策や平成23年7月に開始される地上デジタルテレビ放送への対応等、難視聴地域の解消も検討しなければなりません。また、FTTHによるインターネット環境整備を拡充するため、歌津地区、戸倉地区へのFTTHサービスの提供に向けて、電気通信事業者への働きかけを行いながらその支援策についても検討し、地域間における情報通信格差の解消に努めます。

NO	項 目	内 容	担当課
1)	町ホームページの充実・南三陸iねっとの利活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・南三陸iねっと提供システムをより多くの住民に利用してもらうため、各種PRや説明会を開催し、住民ニーズに合った利活用を展開します。 ・議会中継システムの改修により、より見やすい議会中継システムを提供します。 ・町ホームページの内容充実を図るとともに、より見やすく使いやすいホームページの最適化を促進します。 ・多様化するライフスタイルに見合った情報の提供手段として、携帯電話用サイトの充実に努めます。 	企 画 課
2)	地上デジタルテレビ放送に伴う難視聴地域の解消	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年7月の地上デジタルテレビ放送に向けて、難視聴地域の調査を行い、共同視聴施設の設置や該当者への支援を検討します。 	企 画 課
3)	携帯電話不感地域の解消	<ul style="list-style-type: none"> ・町内全域における携帯電話電波状況や不感地域の調査を行い、電気通信事業への働き掛けや支援策の検討など解消に向けた取組みを行います。 	企 画 課

4)	地域における情報通信インフラの是正措置	・電気通信事業者が提供するFTTHによる情報通信インフラの整備拡大について、電気通信事業者への働き掛けや支援策を検討します。	企画課
----	---------------------	----------------------------------------------------------------	-----

②電子自治体の推進

IT（情報通信技術）の飛躍的な革新を背景に国では、2006年1月に「IT新改革戦略」を決定し、電子行政の目標「2010年までに利便・効率・活力を実感できる電子自治体を実現する」を掲げ、「行政手続きのオンライン※66利用率を50%以上とする。」ことを促進しています。

しかしながら、実際の住民サービスに直結する本町行政の電子化が十分でないこと、住民の情報リテラシーの向上を図る必要があることなど、地域における課題が山積しています。

今後は、住民の視点に立ったわかりやすい行政サービスのオンライン化に努めるなど、町の実情に合わせた行政の電子化を進めることが必要となっています。

NO	項目	内容	担当課
1)	<u>コンビニ納付サービス※67</u> による利便性の向上とクレジットカード納付の検討	・町税等の支払い機会の拡充や納付を推進するため、税、保育料、住宅料、給食費等のコンビニ納付サービスを開始したため、今後さらなる利便性の向上のため、クレジットカード納付の導入を検討します。	町民税務課 保健福祉課 建設課 給食センター
2)	申請・手続きオンライン化の導入の検討	・宮城県及び県内市町村が共同で導入を進めている <u>共同電子申請サービス※68</u> を視野に入れながら、インターネット等により、住民が自宅や職場に居ながらいつでも申請・届出等の手続きをオンラインで行えるシステムを導入し、住民の利便性の向上に努めます。	企画課
3)	<u>住民基本台帳カード※69</u> を利用したシステムの検討	・住民基本台帳カードの <u>公的個人認証※70</u> 機能を利用したシステムについて、住基カードの発行状況や必要機器調達の自己負担、利用ニーズ等を総合的に判断しながら個人認証機能を有する各種システムを検証し、導入を検討します。	町民税務課

4)	グループウェアの有効活用と <u>ペーパーレス※71</u> 化の推進	・庁内における情報の共有化を図るため、グループウェアの利用方法を統一し、ペーパーレス化を推進します。	企 画 課
5)	情報化リーダーの育成	・庁内の各所属ごとに、情報化リーダーを設置し、情報機器等を活用した事務の効率化及び高度化の推進と、ITスキルや情報モラルの向上を図るための人材育成を行います。	企 画 課
6)	統合型地理情報システム(GIS)の導入の検討	・地図情報を横断的に表現できる統合型地理情報システム(GIS)について、ホームページ等への外部公開や地図情報を多目的に利活用できるシステムの導入について調査・検討します。	総 務 課 町民税務課 建 設 課 上下水道事業所
7)	<u>総合行政ネットワーク(LG-WAN)※72</u> の活用	・電子自治体の実現に向け、 <u>LG-WAN-ASPサービス※73</u> の導入についての調査・検討や、LG-WANにより提供される各種システムへの対応を行います。	総 務 課 企 画 課

※66 オンライン：大型汎用コンピュータなどと端末を通信回線で接続し、データのやり取りを行うこと。

※67 コンビニ納付サービス：税金等がコンビニエンスストアで支払いできるサービス。

※68 共同電子申請サービス：県と市町村が共同で運営し、住民票写しの交付申請や施設の使用申請など役所への手続きがパソコンからインターネットを介して行うことができるシステム。

※69 住民基本台帳カード：市区町村で交付が受けられるセキュリティに優れたICカードのこと。カードのメモリー上の空き領域に公的個人認証サービスの電子証明書や秘密鍵を記録することができる。

※70 公的個人認証：インターネットを通じて安全・確実な行政手続き等を行うために、他人によるなりすまし申請や電子データが通信途中で改ざんされていないことを確認するための認証機能。

※71 ペーパーレス：パソコン等にデータを蓄積・保存し、紙での印刷・保存は行わないという考え方。

※72 総合行政ネットワーク(LG-WAN)：国とすべての地方自治体を結び、公文書のやりとりや通知を完全電子化するネットワーク。平成9年1月より運用を開始している国の各省庁間ネットワーク「霞ヶ関WAN」とも相互接続する。

※73 ASPサービス：インターネットなどのネットワークを通じ、ソフトウェアなどのアプリケーションを提供する事業のこと。LG-WANにおいても、サービス提供の許可を受けたASP事業者が増加している。

③広報・公聴活動の情報化の推進

本町では、毎月発行の「広報みなみさんりく」、「町のホームページ」、「防災行政無線」等で住民の方々に行政情報を提供しています。今後は、情報が確実に住民の皆さんに届く最適な方法を効率性とバランスを図りながら検討してきます。また、町長自らが出向いて住民の方々に意見を聞く「出前トーク」や合併後に月に1度歌津地区の方々の意見を聞く「移動町長室」も実施しています。

今後は、住民の率直な意見を聴き、それを効果的に町政に反映させる仕組みづくりや住民自らが主体的にまちづくりに参画する機会を増やすことにより、「協働によるまちづくり」を推進し、町の一体感の醸成を図ることが課題となっています。

NO	項目	内容	担当課
1)	公聴活動の推進・情報提供の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・町ホームページのパブリックコメント※74制度のサイトを活用し、住民の率直な意見を町政に反映します。 ・広報みなみさんりくの内容充実やユーザビリティ※75の向上を図り、住民に役立つ広報紙を目指します。 ・防災無線放送の定時放送やチャイムの時間帯・回数等の見直しを行い、より効果的な運用の展開を図ります。 	企画課
2)	「協働のまちづくり」による地域コミュニティ活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・町ホームページや広報みなみさんりく等で「協働によるまちづくり」を積極的に情報発信することにより、地域コミュニティ活動が活発化するよう支援します。 ・町と住民が相互に情報を提供・共有できる地域密着型の地域ソーシャルネットワークサービス（地域SNS）の構築を目指すため、その運営主体や管理・運用等の問題点を洗い出し、開設に向けた調査・検討を行います。 	企画課

※74 パブリックコメント：行政が政策等を決めるときに、広く町民に公表し、寄せられた意見等を取り入れることができるかどうかを検討し、その検討結果（最終案）とともに寄せられた意見等に対する町の考え方を併せて公表していく一連の手続きをいう。

※75 ユーザビリティ：一般的には使いやすさのこと。見ていてあるいは使っていて戸惑いを感じさせないことなどが優れたユーザビリティにつながる。

第6章 計画の推進にあたって

(1) セキュリティ対策※76と個人情報保護

① セキュリティポリシー※77

本町では、現在コンピュータを利用した数多くのシステムが導入されています。これらのシステムの電子情報資産について、保護されるべき電子情報資産の範囲や取り扱いの手順などを定める必要が生じてきました。このため、セキュリティポリシーを策定し、平成17年10月から施行しています。

セキュリティポリシーは、町の電子情報資産を様々な脅威から防御し、住民の財産、プライバシー等を守るためにも必要不可欠なものであり、電子情報資産に関するセキュリティ対策について、総合的、体系的に取りまとめたものです。もちろん、導入後の継続的な改善についても、状況に応じて的確に対応するとともに、第三者による外部監査※78の導入なども検討し、本町の電子情報資産の利用ならびに管理における住民への安心の提供と行政の円滑な事務執行を図っていきます。

② 個人情報の保護

近年、情報化の進展に伴い、コンピュータやネットワークを通じて多くの個人情報が処理されており、本町でも例外ではありません。住民基本台帳ネットワークの稼動などに伴い、住民の個人情報やプライバシーに関する関心は高まっており、自治体の個人情報に対するより一層の取り組みが求められています。

本町においても、平成19年10月に南三陸町個人情報保護条例及び同施行規則を施行、同年11月に南三陸町情報公開・個人情報保護審査会運営規定を施行し、個人情報保護制度を取り巻く状況の変化に迅速に対応してきており、今後も、個人情報の適正な取り扱いを図っていきます。

※76 セキュリティ対策：保有する情報資産を外部の脅威やコンピュータウイルスなどから保護するための対策。

※77 セキュリティポリシー：情報通信システムのセキュリティ対策の規定。抽象的な考え方ではなく、セキュリティ対策として必要な項目を洗い出し、個々の項目について保護のレベル、実現技術、実施方法、セキュリティが犯されたときの対応などをポリシーとして規定。

※78 外部監査：監査機能を強化するために、外部（第三者）の専門的な知識を有する者が監査を行うこと。

（２）情報リテラシーの向上

①住民の情報リテラシーの向上

ＩＴは急速に社会に普及していますが、一方でパソコンやインターネットを扱ったことがない人も町内には多数存在しています。町が電子自治体を構築しても、利用されなければその効果は半減してしまいます。

このため、すべての住民がＩＴ社会の恩恵を受けられるよう、知識や技能の習得する機会を設けていくことが必要となっています。また、住民に対し情報の危機管理や情報リテラシー向上を図るため、積極的に研修会等を実施する機会の創設を図っていきます。

②職員の情報リテラシーの向上

電子自治体を進める上で、その担い手となる職員が目的と必要性を十分に理解するとともに情報リテラシーの向上を図ることが重要です。

本町では各職場に配置している情報化リーダーを通じて周知を図るとともに、積極的にＩＴ関連の研修を実施し、職員の意識向上とスキルアップ※79に努めます。

（３）計画推進の体制整備

①庁内体制の確立

町では、これまで情報化に対する全庁的な取り組みとその体制整備として、各所属に情報化リーダーを設置し、職員の情報活用能力の向上やＩＴによる業務の効率化、行政・地域の情報化等の積極的な推進を図っています。

今後もこの組織を活用し、本計画の推進に向けた展開を図るとともに、定期的に施策の進捗管理等を実施します。

②進捗状況の公開

本計画の推進にあたり、情報化施策の取り組み等に係る進捗状況を住民にわかり易い情報として公開するとともに、町ホームページ等により広く意見等を求め、定期的な進捗管理を行います。

※79 スキルアップ： 技量（技能）向上。

南三陸町情報化推進計画策定に伴う
「住民意向調査（アンケート）」結果報告書

南三陸町情報化推進計画策定に伴う「住民意向調査(アンケート)」 調査結果報告書

I 調査の概要

南三陸町情報化推進計画を策定するにあたり、南三陸町民の情報通信機器等の利用状況や情報の入手や提供、地域情報化に対する意識等を把握し、その結果を基に本計画書の策定基礎資料として活用するために実施しました。

II 調査の方法

- (1) 対象者 : 平成21年5月末現在で、満18以上の町民1,000人
- (2) 抽出方法 : 住民基本台帳からの無作為抽出
- (3) 標本数 : 1,000票
- (4) 調査方法 : 無記名質問紙法(行政区長による配布・郵送による回収)
- (5) 調査期間 : 平成21年7月中旬～平成21年8月14日(金)
※集計については、平成21年8月20日到着分までを対象としました。

III 回収結果

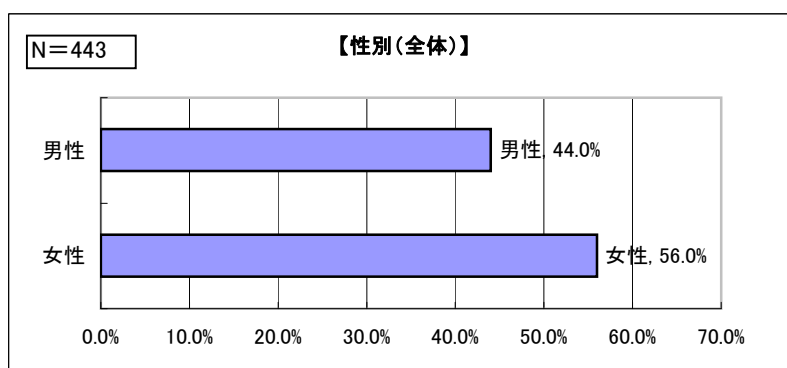
地区別の抽出数、回収数及び回収率は次のとおりです。

地区	配布数	回収数	回収率(%)
志津川	460	189	41.1%
戸倉	140	56	40.0%
入谷	110	48	43.6%
歌津	290	146	50.3%
居住地不明	-	21	
合計	1000	460	46.0%

IV 回答者の属性

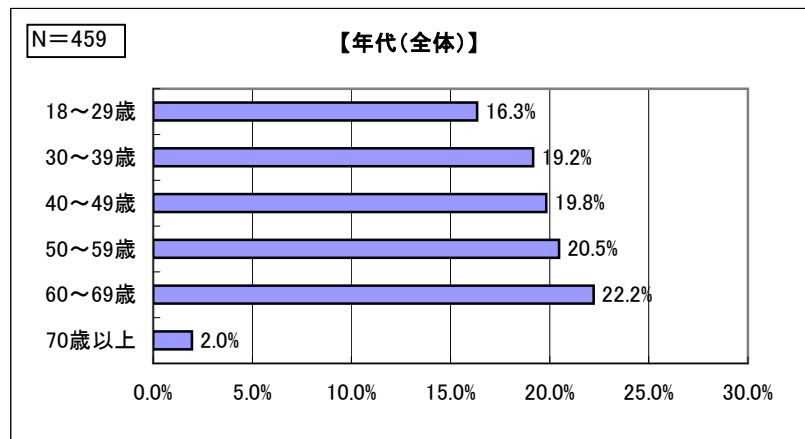
(1) 性別

区分	回答数	構成比
男性	196	44.0%
女性	247	56.0%
全体	443	100.0%



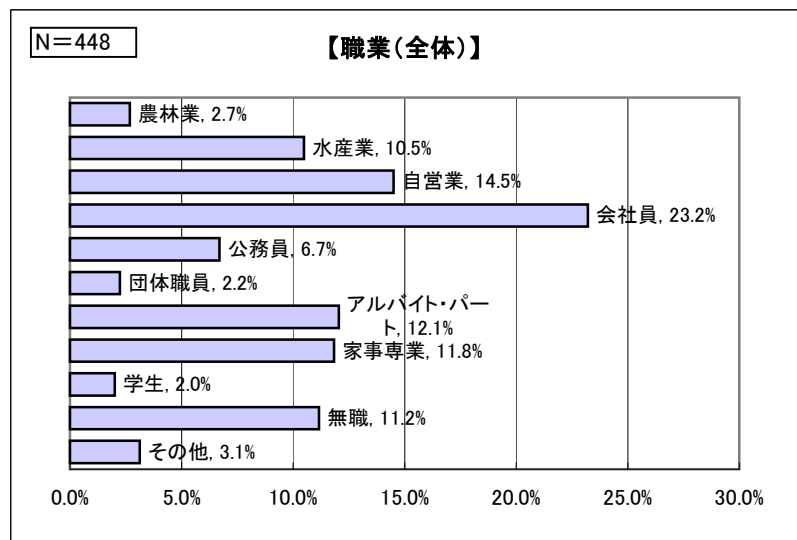
(2)年代

区分	回答数	構成比
18～29歳	75	16.3%
30～39歳	88	19.2%
40～49歳	91	19.8%
50～59歳	94	20.5%
60～69歳	102	22.2%
70歳以上	9	2.0%
全体	459	100.0%



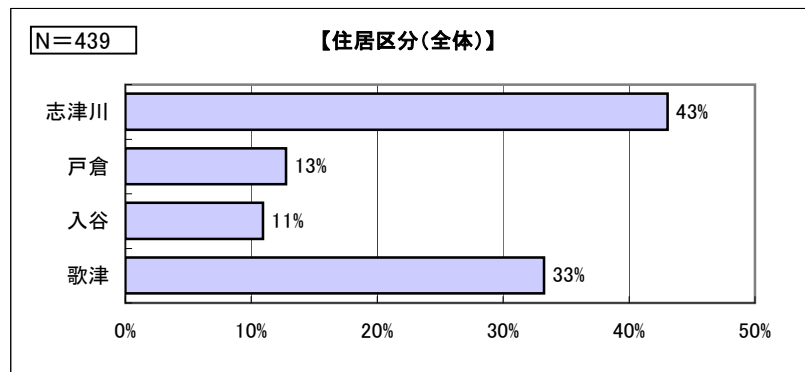
(3)職業

区分	回答数	構成比
農林業	12	2.7%
水産業	47	10.5%
自営業	65	14.5%
会社員	104	23.2%
公務員	30	6.7%
団体職員	10	2.2%
アルバイト・パート	54	12.1%
家事専業	53	11.8%
学生	9	2.0%
無職	50	11.2%
その他	14	3.1%
全体	448	100.0%



(4)居住地区

区分	回答数	構成比
志津川	189	43%
戸倉	56	13%
入谷	48	11%
歌津	146	33%
全体	439	100%



基礎データ【回答者属性】

区分	志津川		戸倉		入谷		歌津		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
18～29歳	10	12	4	8	3	4	16	15	33	39
30～39歳	19	21	4	5	2	7	12	13	37	46
40～49歳	14	25	4	7	5	3	10	18	33	53
50～59歳	15	21	4	5	5	6	12	17	36	49
60～69歳	20	21	10	3	5	6	10	16	45	46
70歳以上	0	2	0	2	0	0	3	0	3	4
合計	78	102	26	30	20	26	63	79	187	237
	180		56		46		142		424	

V アンケート調査結果

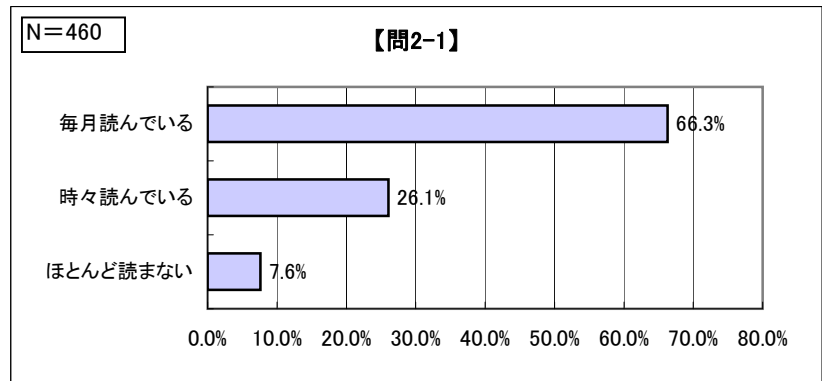
「広報みなみさんりく」と「防災無線放送」について

問2-1

あなたは、毎月1回発行している「広報みなみさんりく」を読みますか？あてはまる番号を1つ選び○印で囲んでください。

・広報みなみさんりくを「毎月読んでいる」と回答した人の割合は66.3%、「時々読んでいる」と回答した人の割合は26.1%で、これらを合わせると全体の約9割(92.4%)を占めています。

区分	回答数	構成比
毎月読んでいる	305	66.3%
時々読んでいる	120	26.1%
ほとんど読まない	35	7.6%
全体	460	100.0%

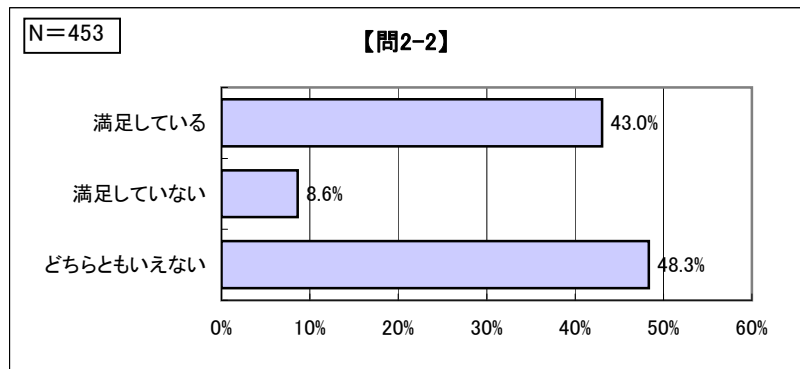


問2-2

あなたは、「広報みなみさんりく」の内容について、満足していますか？あてはまる番号を1つ選び○印で囲んでください。

・広報みなみさんりくの内容について、「満足している」(43%)と回答した人の割合よりも「どちらともいえない」(48.3%)の方が若干高くなっています。また、「満足していない」と回答した人の割合は8.6%となっています。

区分	回答数	構成比
満足している	195	43.0%
満足していない	39	8.6%
どちらともいえない	219	48.3%
全体	453	100.0%



問2-3

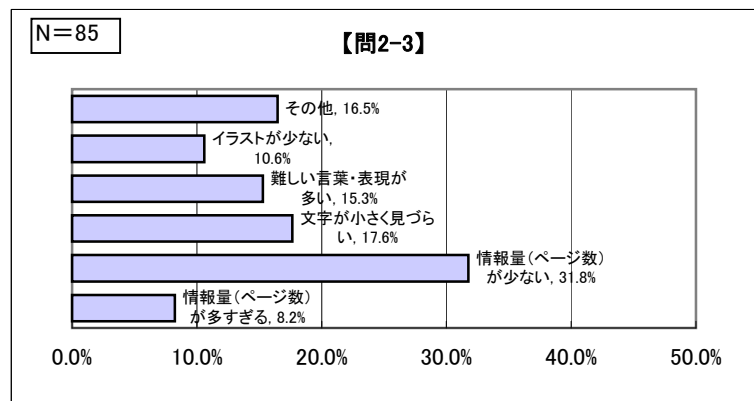
※問2-2で「満足していない」と答えた方にお聞きします。「広報みなみさんりく」で満足していない点はどこですか？あてはまる番号すべてを○印で囲んでください。

・広報みなみさんりくの内容に満足していない理由として、「情報量(ページ数)が少ない」(31.8%)の割合が高く、次いで「文字が小さく見づらい」(17.6%)、「その他」(16.5%)、「難しい言葉・表現が多い」(15.3%)となっています。

※「その他」として次のような意見が寄せられました。

- ・志津川地区の情報が多い。
- ・肝心な情報が少ない。
- ・必要以上に横文字表現が多くお年寄りにわかりにくい。
- ・各地区のイベント、友好都市の情報、町内の名所の紹介、町内のお勧めの店・流行っている店の紹介。
- ・南三陸町になってから親しみがうすれる。
- ・町の小さいイベント等も周知してほしい。

区分	回答数	構成比
情報量(ページ数)が多すぎる	7	8.2%
情報量(ページ数)が少ない	27	31.8%
文字が小さく見づらい	15	17.6%
難しい言葉・表現が多い	13	15.3%
イラストが少ない	9	10.6%
その他	14	16.5%
全体	85	100.0%

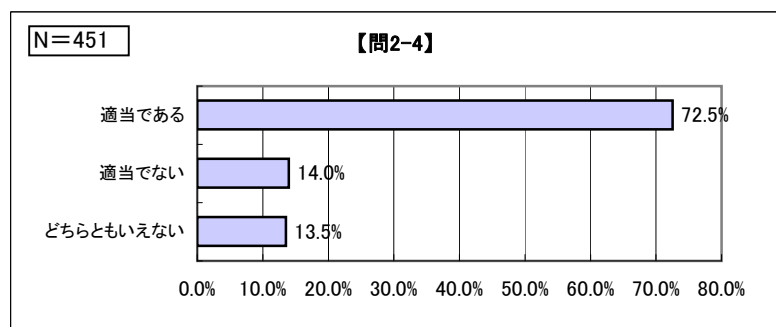


問2-4

あなたは、「防災無線放送」の定時放送(1日2回)とチャイム(1日4回)の時間帯・回数・内容について、どのように感じますか？あてはまる番号を1つ選び○印で囲んでください。

・防災無線放送の定時放送とチャイムの時間帯・回数・内容について、「適当である」と回答した人の割合は72.5%と高く、「適当でない」と回答した人の割合は14.0%、「どちらともいえない」と回答した人の割合は13.5%となっています。

区分	回答数	構成比
適当である	327	72.5%
適当でない	63	14.0%
どちらともいえない	61	13.5%
全体	451	100.0%



問2-5

※問2-4で「適当でない」と答えた方にお聞きします。「防災無線放送」の見直しすべき点はどこですか？あてはまる番号すべてを○印で囲んでください。

・防災無線放送の定時放送とチャイムの時間帯・回数・内容が適当でない理由として、「放送がわかりにくい」(27.4%)、「その他」(27.4%)の割合が高く、次いで「チャイムの回数が多い」(15.1%)、「定時放送やチャイムの時間帯を変更してほしい」(14.2%)となっています。

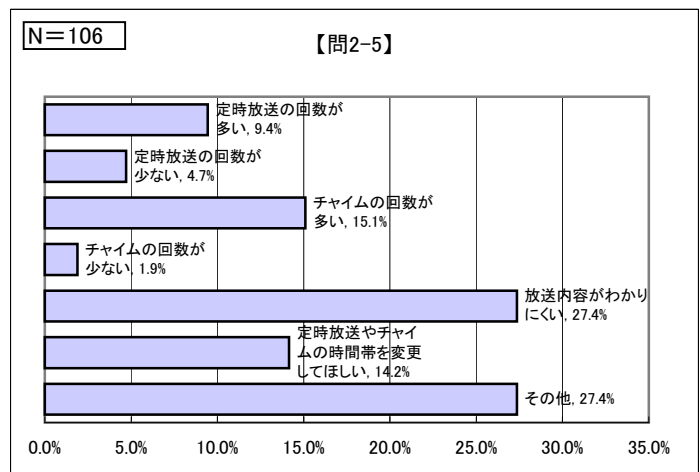
※定時放送やチャイムについて変更してほしい時間帯

- ・10時の放送をお昼にした方が良いのでは。
- ・朝7時と夜7時。
- ・夜7:00にもふやす(工場など10:00や15:00の放送が聞こえない職場もあるので)
- ・午後6時30分前後。
- ・冬季夏季により日没の時間が違うので夏季は21時に冬季は20時にしたほうがよい。

※「その他」として、次のような意見が寄せられました。

- ・外にいるとき聞こえない。
- ・朝6時のチャイムは必要ない。
- ・チャイムの音楽を明るい音楽にしてほしい。
- ・災害時以外は選択できる機械だとよかった。
- ・放送を夜7時にもふやしてほしい。
- ・アナウンスの方の音が聞きづらい。

区分	回答数	構成比
定時放送の回数が多い	10	9.4%
定時放送の回数が少ない	5	4.7%
チャイムの回数が多い	16	15.1%
チャイムの回数が少ない	2	1.9%
放送内容がわかりにくい	29	27.4%
定時放送やチャイムの時間帯を変更してほしい	15	14.2%
その他	29	27.4%
全体	106	100.0%



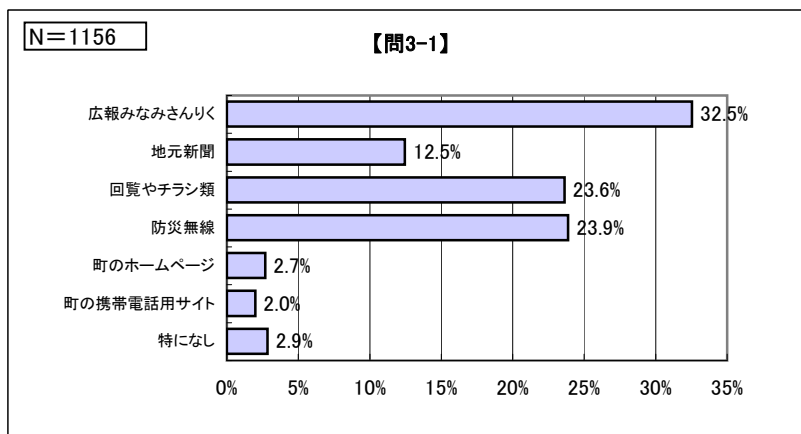
「情報の入手方法・内容」などについて

問3-1

あなたは、町からのお知らせや行事などの情報を何から得ていますか？よく利用するものを3つ選び○印で囲んでください。

・情報の入手方法について、最も多かったのが「広報みなみさんりく」(32.5%)で、次いで、「防災無線」(23.9%)、「回覧やチラシ類」(23.6%)となっています。

区分	回答数	構成比
広報みなみさんりく	376	32.5%
地元新聞	144	12.5%
回覧やチラシ類	273	23.6%
防災無線	276	23.9%
町のホームページ	31	2.7%
町の携帯電話用サイト	23	2.0%
特になし	33	2.9%
全体	1156	100.0%



問3-2

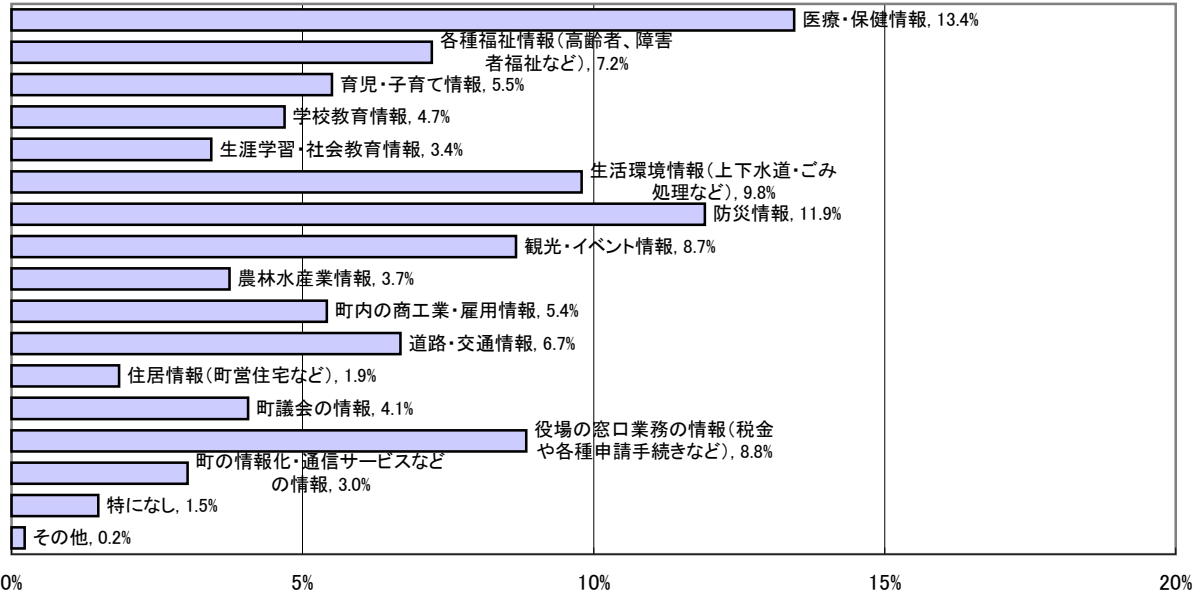
あなたが必要とする町からの情報はどのようなものですか？あてはまる番号すべてを○印で囲んでください。

・回答者が必要とする町からの情報については、「医療・保健情報」(13.4%)が最も高く、次いで、「防災情報」(11.9%)、「生活環境情報」(9.8%)、役場の窓口業務(8.8%)、観光・イベント情報(8.9%)となっています。

区分	回答数	構成比
医療・保健情報	298	13.4%
各種福祉情報(高齢者、障害者福祉など)	160	7.2%
育児・子育て情報	122	5.5%
学校教育情報	104	4.7%
生涯学習・社会教育情報	76	3.4%
生活環境情報(上下水道・ごみ処理など)	217	9.8%
防災情報	264	11.9%
観光・イベント情報	192	8.7%
農林水産業情報	83	3.7%
町内の商工業・雇用情報	120	5.4%
道路・交通情報	148	6.7%
住居情報(町営住宅など)	41	1.9%
町議会の情報	90	4.1%
役場の窓口業務の情報(税金や各種申請手続きなど)	196	8.8%
町の情報化・通信サービスなどの情報	67	3.0%
特になし	33	1.5%
その他	5	0.2%
全体	2216	100.0%

N=2216

【問3-2】

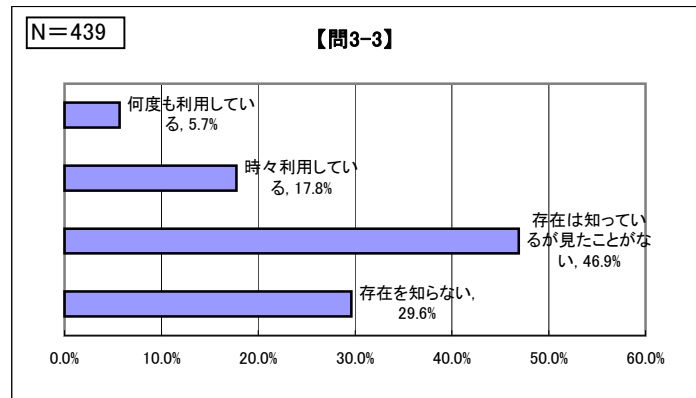


問3-3

あなたは、町のホームページまたは携帯電話用サイトを利用したことがありますか？あてはまる番号を1つ選び○印で囲んでください。

・町のホームページ及び携帯電話用サイトを「何度も利用している」(5.7%)、「時々利用している」(17.8%)と回答した人の割合は、23.5%となり、回答者の約2割は利用したことがある結果となっています。また、「存在は知っているが見たことがない」は約4割(46.9%)となっています。

区分	回答数	構成比
何度も利用している	25	5.7%
時々利用している	78	17.8%
存在は知っているが見たことがない	206	46.9%
存在を知らない	130	29.6%
全体	439	100.0%



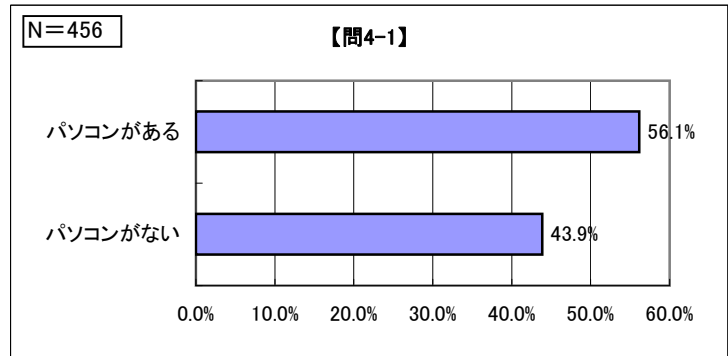
「インターネット」と「携帯電話」について

問4-1

あなたのご家庭にはパソコンはありますか？あてはまる番号を1つ選び○印で囲んでください。

・ご家庭のパソコン保有状況について、「パソコンある」は56.1%で、「パソコンがない」は43.9%となっており、パソコンがあるご家庭のほうが多くなっています。

区分	回答数	構成比
パソコンがある	256	56.1%
パソコンがない	200	43.9%
全体	456	100.0%

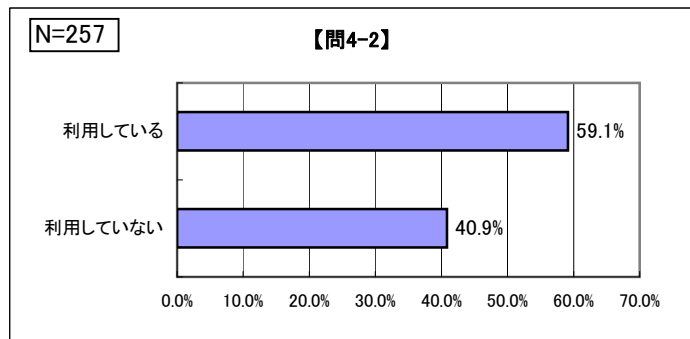


問4-2

※問4-1で「パソコンがある」と答えた方にお聞きします。そのパソコンでインターネットを利用していますか？あてはまる番号を1つ選び○印で囲んでください。

・パソコンがある方で、インターネットを利用している人は59.1%、利用していない人は40.9%となっており、インターネットを利用している方のほう若干多くなっています。

区分	回答数	構成比
利用している	152	59.1%
利用していない	105	40.9%
全体	257	100.0%

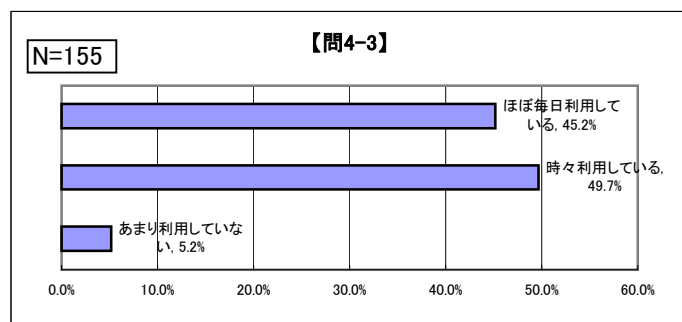


問4-3

※問4-2で「利用している」と答えた方にお聞きします。インターネットの利用回数はどの程度ですか？あてはまる番号を1つ選び○印で囲んでください。

・インターネットの利用頻度について、「ほぼ毎日利用している」(45.2%)で、「時々利用している」(49.7%)となっており、全体の約9割(94.9%)を占めています。「あまり利用していない」は5.2%にとどまっています。

区分	回答数	構成比
ほぼ毎日利用している	70	45.2%
時々利用している	77	49.7%
あまり利用していない	8	5.2%
全体	155	100.0%

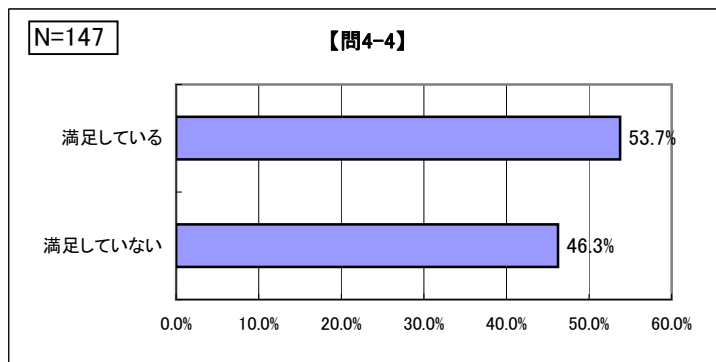


問4-4

※問4-2で「利用している」と答えた方にお聞きします。現在のインターネットの利用環境に満足していますか？あてはまる番号を1つ選び○印で囲んでください。

・インターネットの利用環境の満足度について、「満足している」(53.7%)で、「満足していない」(46.3%)となっており、満足しているの回答割合の方が若干高くなっています。

区分	回答数	構成比
満足している	79	53.7%
満足していない	68	46.3%
全体	147	100.0%



問4-5

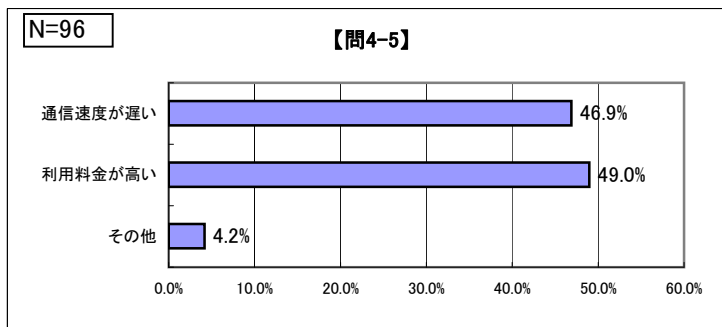
※問4-4で「満足していない」と答えた方にお聞きします。インターネットの利用環境に満足していない理由は何ですか？あてはまる番号すべてを○印で囲んでください。

・インターネットの利用環境で満足していない理由について、「通信速度が遅い」は46.9%、「料金が低い」は49.0%となっており、通信面と料金面ともに4割を超える結果となっています。

※「その他」として、次のような意見が寄せられました。

- ・インフラ整備が進んでいない。
- ・ADSLがこない・光ネットもない。
- ・FREE SPOT場所がない。(公衆無線LAN)

区分	回答数	構成比
通信速度が遅い	45	46.9%
利用料金が低い	47	49.0%
その他	4	4.2%
全体	96	100.0%



問4-6

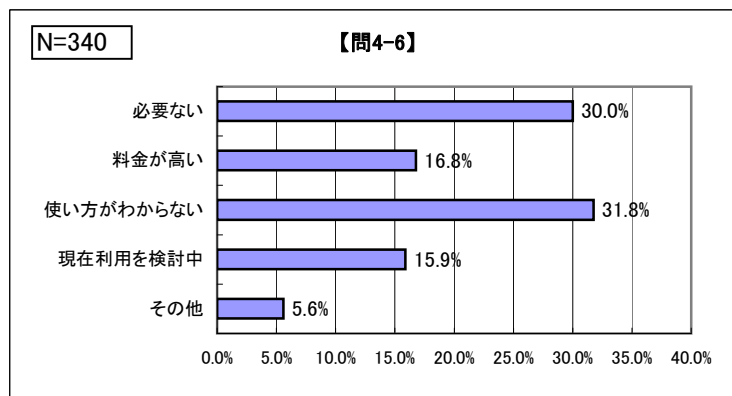
※問4-1で「パソコンがない」問4-2で「インターネットを利用していない」と答えた方にお聞きします。パソコン・インターネットを利用していない理由について、あてはまる番号すべてを○印で囲んでください。

・パソコン・インターネットを利用しない理由について、「使い方がわからない」が31.8%と最も高く、次いで「必要が無い」(30.0%)、「料金が低い」(16.8%)となっています。また、「現在利用を検討中」が15.9%と比較的高い割合となっています。

※「その他」として、次のような意見が寄せられました。

- ・パソコンがなくても不便はない。
- ・金銭的にパソコンを買う余裕がない。
- ・光ファイバーが導入されれば利用する予定。
- ・時間的にパソコンやインターネットをやる余裕がない。
- ・インターネットは携帯電話でやっている。

区分	回答数	構成比
必要ない	102	30.0%
料金が高い	57	16.8%
使い方がわからない	108	31.8%
現在利用を検討中	54	15.9%
その他	19	5.6%
全体	340	100.0%

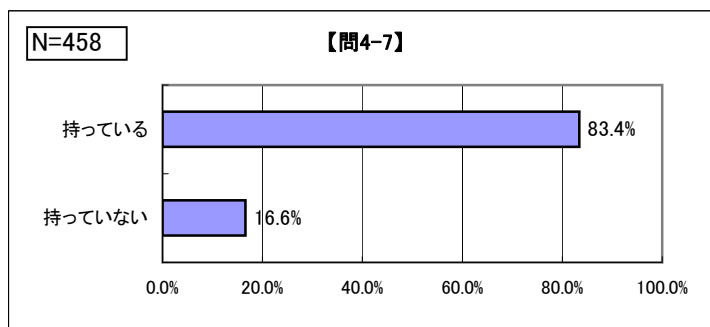


問4-7

あなたは携帯電話を持っていますか？あてはまる番号を1つ選び○印で囲んでください。

・携帯電話の所有状況について、「持っている」は83.4%で「持っていない」は16.6%となっており、回答者の約8割は携帯電話を持っている結果となりました。

区分	回答数	構成比
持っている	382	83.4%
持っていない	76	16.6%
全体	458	100.0%

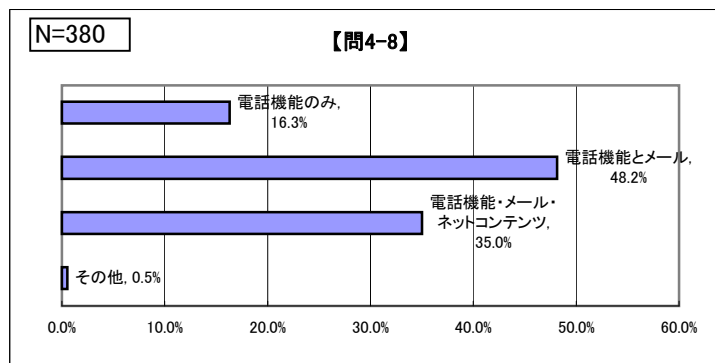


問4-8

※問4-7で「携帯電話を持っている」と答えた方にお聞きます。携帯電話の主な利用内容は何ですか？あてはまる番号を1つ選び○印で囲んでください。

・携帯電話の主な利用内容について、「電話機能とメール」(48.2%)と最も多く、次いで、「電話機能・メール・ネットコンテンツ」(35.0%)、「電話のみ」(16.3%)となっており、電話機能やメール以外に携帯電話でのネット利用者も多い結果となりました。

区分	回答数	構成比
電話機能のみ	62	16.3%
電話機能とメール	183	48.2%
電話機能・メール・ネットコンテンツ	133	35.0%
その他	2	0.5%
全体	380	100.0%



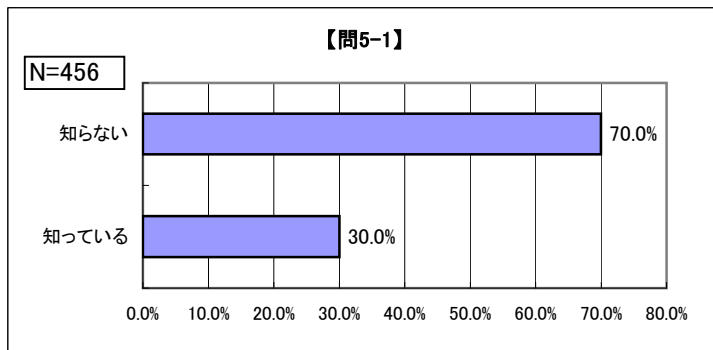
「地域イントラネット(南三陸iねっと)」について

問5-1

あなたは、南三陸町地域イントラネット(南三陸iねっと)をご存知ですか。あてはまる番号を1つ選び○印で囲んでください。

・南三陸iねっとの認知度については、「知っている」が30.0%、「知らない」は70.0%となっており、南三陸iねっとの認知度が低い結果となりました。

区分	回答数	構成比
知っている	137	30.0%
知らない	319	70.0%
全体	456	100.0%

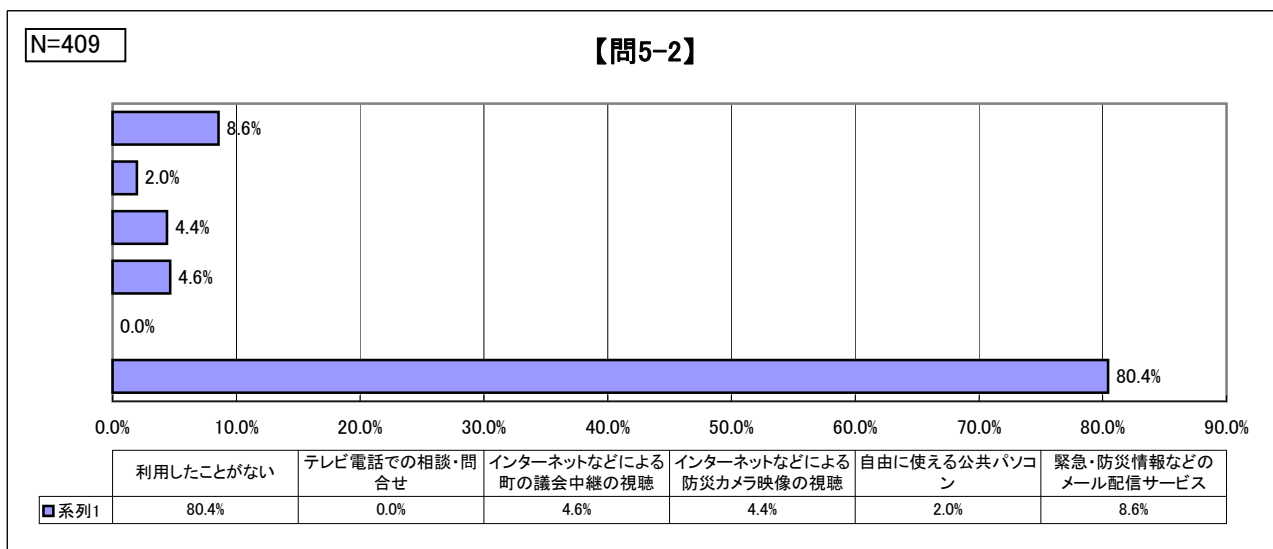


問5-2

あなたは、南三陸町地域イントラネット(南三陸iねっと)で提供しているサービスを利用したことがありますか？あてはまる番号すべてを○印で囲んでください。

・南三陸iねっとの提供サービスの利用状況については、「利用したことがない」が80.4%で、「緊急・防災などのメール配信サービス」(8.6%)、「議会中継」(4.6%)などのサービスを利用したことがある回答割合は低い結果となりました。

区分	回答数	構成比
緊急・防災情報などのメール配信サービス	35	8.6%
自由に使える公共パソコン	8	2.0%
インターネットなどによる防災カメラ映像の視聴	18	4.4%
インターネットなどによる町の議会中継の視聴	19	4.6%
テレビ電話での相談・問合せ	0	0.0%
利用したことがない	329	80.4%
全体	409	100.0%



「情報化の推進」について

問6-1

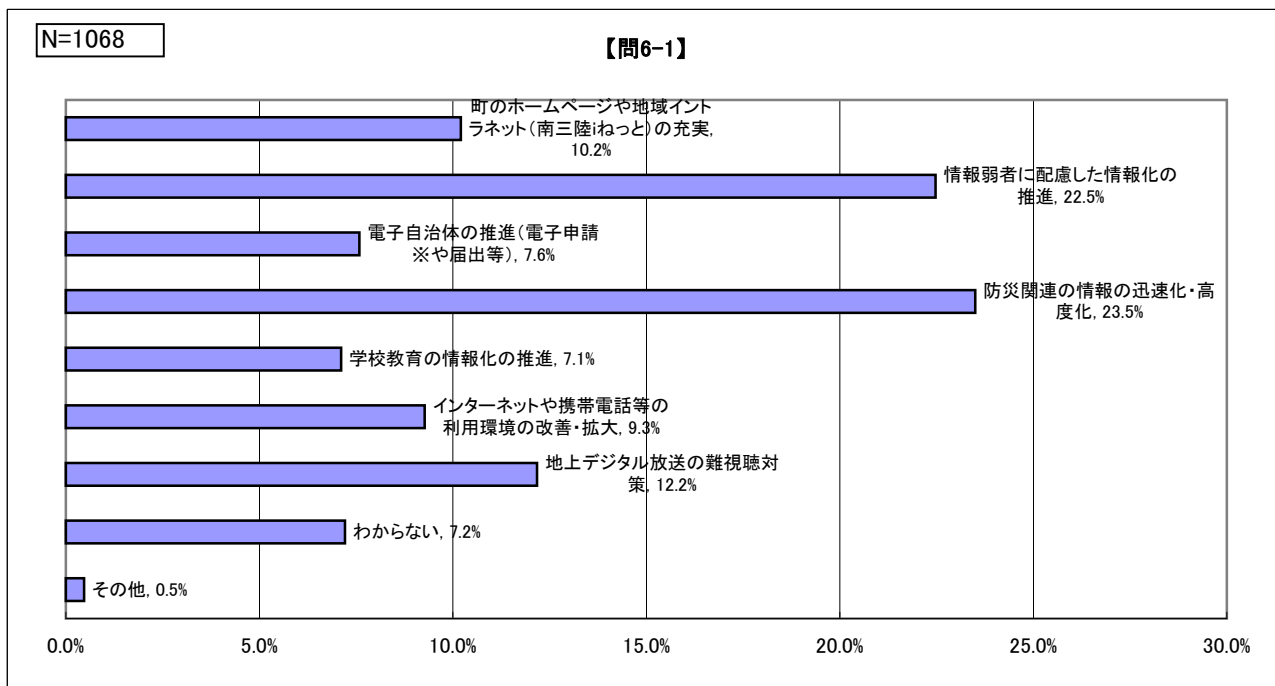
あなたは、町が情報化を推進するにあたり、何を重点的に考えなければならないと思いますか。あてはまる番号を3つ選び○印で囲んでください。

・町が情報化を推進する何を重点的に考えなければならないかについて、「防災関連の情報の迅速化・高度化」が23.5%と最も高く、次いで、情報弱者に配慮した情報化の推進(22.5%)、地上デジタル放送の難視聴対策(12.2%)となっています。

※「その他」として、次のような意見が寄せられました。

- ・パソコン、インターネット使用困難な方のために町の情報をテレビで放送する。
- ・公共工事などの入札結果等の情報公開、透明化。
- ・利便性だけでなく、それに伴うマイナス面もきちんと把握する。

区分	回答数	構成比
町のホームページや地域イントラネット(南三陸iねっと)の充実	109	10.2%
情報弱者に配慮した情報化の推進	240	22.5%
電子自治体の推進(電子申請※や届出等)	81	7.6%
防災関連の情報の迅速化・高度化	251	23.5%
学校教育の情報化の推進	76	7.1%
インターネットや携帯電話等の利用環境の改善・拡大	99	9.3%
地上デジタル放送の難視聴対策	130	12.2%
わからない	77	7.2%
その他	5	0.5%
全体	1068	100.0%



問6-2

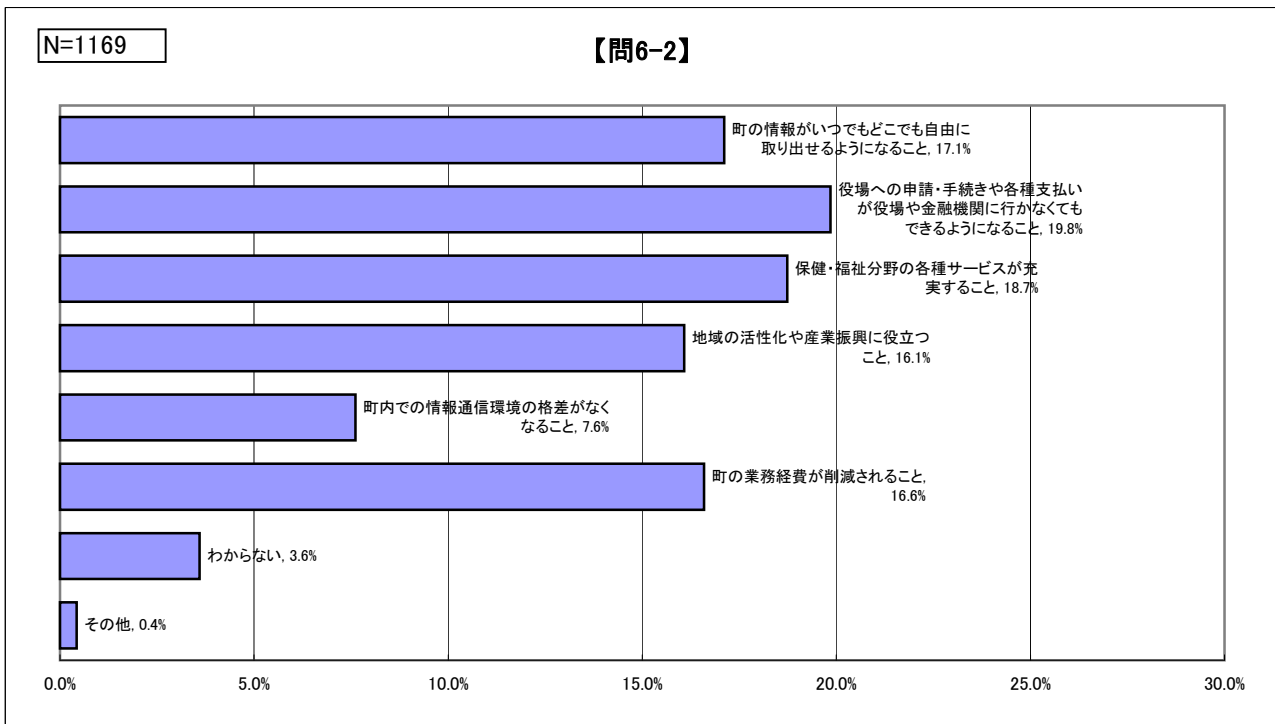
あなたは、町が情報化を推進することにより、どのような効果を期待しますか？あてはまる番号を3つ選び○印で囲んでください。

・町が情報化を推進するにあたり、どのような効果を期待するかについては、「役場への申請・手続きや各種支払いが役場や金融機関に行かなくてもできるようになること」が19.8%で最も多く、次いで、「保健・福祉分野の各種サービスが充実すること」(18.7%)、「町の情報がいつでもどこでも自由に取り出せるようになること」(17.1%)となっています。

「その他」として、次のような意見が寄せられました。

- ・各種手続きを簡単にしてほしい
- ・各種相談を電子メールでも対応してほしい

区分	回答数	構成比
町の情報がいつでもどこでも自由に取り出せるようになること	200	17.1%
役場への申請・手続きや各種支払いが役場や金融機関に行かなくてもできるようになること	232	19.8%
保健・福祉分野の各種サービスが充実すること	219	18.7%
地域の活性化や産業振興に役立つこと	188	16.1%
町内での情報通信環境の格差がなくなること	89	7.6%
町の業務経費が削減されること	194	16.6%
わからない	42	3.6%
その他	5	0.4%
全体	1169	100.0%



「情報化推進に対する意見」(自由意見)

・情報化が推進され情報のスピードとか経費の節減とかがあるのはとても良い事と思います。その中で広報紙さえ読まない方々もいる事へのサポートはどうなっているのでしょうか。独居老人が増えている今、最低限必要な情報をも自分で取らない人々へも、きちんとつながるシステムであってほしいです。

・住民が使いこなせ、本当に役に立つ様をお願いしたいものです。

・多様化する生活スタイルの中、町内チャイムは必要なのか。どうか検討してほしいです。

・高齢社会になり、誰でもすぐ理解出来る様な情報を是非お願いしたいと思います。

・防災放送が聞きにくい。合併になってなにかに高くなった事。

・保健・福祉などのサービスが充実してほしい。

・防災無線放送ですが、同じ時間に2度3度別々にチャイムを鳴らし放送するのはなぜでしょう？1回にまとめることはできないのですか？

・高齢者世帯や一人暮らしの多くなってきたように見られます。あまりむずかしい言葉使いやシステムなどを減らしてわかりやすい情報発信をお願いしたいと思います。

・テレビもそうですが、パソコン、携帯電話等の機械類は使用する人にとっては便利ですが、初めて使う人、必要最低限度の機械しか使用しない人にしてみれば情報化が推進していてもあまり意味のない事になってしまいかねません。その人達によく理解してもらうことが必要ではないかと思います。

・南三陸町がどんなに情報化を推進しようとも、町民の80%ぐらいはつかいこなせないと思います。

・選挙も電子を使っている町もあるので、南三陸町も考えたほうが良い。

・情報化推進によってインターネットを普及するのはかまわないが、今後高齢化が進むにつれて使えない人達についてはどのようにするのか？パソコン代等の料金も高いため、買えない人達にはどのように対応していくのか？

・誰でも手軽に利用できる(子供から老人まで)情報化社会を望みます。

・1日も早く光ファイバーが使えるようにしてほしい。

・若者でも気軽に情報が収集できるように携帯サイトの充実やお年寄りでも読みやすいように文字を大きくしたり、また、誰もが目に付くようなレイアウトが必要だと思います。可能であれば地デジ放送を利用した地域の情報発信をしてほしい。

・ユビキタス社会になった今町の情報化推進には大賛成です。

・インターネット通信環境の高速通信回線を早期に導入させイベント等を他県へアピールして町おこしに利用。

・情報化することでメリットが見えてこない。

・よくわからない。

・情報弱者と利用者の情報格差が心配。

・若い方々ももっと南三陸町で働けるように雇用情報、町内の商工業情報を必要とします。

・地域情報環境を整備することによって町の活性化につながると思う。

・情報化により必要のないものまで耳にすることが可能な世の中ではありますが、町民としては、町民に必要な情報が体の不自由な人や外出が困難な人にも十分にいきわたり、人の手を借りずに手続きが行えるようになれば家庭介護の充実につながると思います。

・一人暮らしの高齢者や各世帯にTV電話を設置して情報化を推進すればよいのでは。

・今時パソコン・インターネットがない人々のことも考えて！

・毎月1日12時のサイレンの前に一言ほしいです。サイレンだけだとドキッとします。

・これからも町の情報化がわかりやすく各種サービスを充実してもらいたい。

・パソコンはしたいが聞く人や教えてもらう人がいない。

・町内での情報通信環境をもっと良くしてほしい。どこでもつながるように整備してほしい。

- ・情報化と言われてもいまちピンとこない。情報化とは何かもっと詳しい説明が必要だと思います。
- ・高齢者の方にもわかりやすい形で情報化推進を行ってもらえばよいと思います。
- ・インターネットでは見る人と見ない人がいるけど広報は見る人が多いと思うので町内の求人情報なども掲載してほしい。
- ・高齢者のためにパソコン教室を開いてほしい。
- ・町のケーブルテレビを開設してはどうか？
- ・情報化が何の役に立つかわからない。子育て世代に必要なのは金です。
- ・いつも携帯電話で情報を頂いています。手軽で手軽に情報を得られるのでとても感謝しています。少子高齢化の進む町ですので、高齢者の方ができるだけ簡単に身近な所で情報が入手できるようになればいいなあと思います。
- ・ハード面だけに偏った拡充ではなく、ソフト面の充実をもっと推進してほしいと思います。
- ・観光に力を入れてほしい。
- ・誰に何の情報を何のためにいくらで提供するのか。町民にとって必要な情報ってなんでしょう。後から何か伝わっても困るから、あれもコレもとつめ込みすぎた情報は、見たり聞いたりすることはなくなっていくと思います。
- ・毎戸にパソコンを導入して町の情報が見られる様に指導会を格安でしてもらえるとうれしいです。どんな部門でもいいので1番になれる町づくりを目指す事を期待しています。
- ・各証明書を時間外(夜)にできたらいいですね。
- ・「広報みなみさんりく」は大切な情報源です。願わくばページ数多し文字も大きいといいですね。
- ・各公共パソコンの利用度・年齢層は調査しているのだろうか？いついっても誰も使っていないか小学生～高校生(小学生メイン)です。通信費を含め本当に「もったいない！！」というのが率直な意見です。利用頻度が低いものは早く撤去していただきたいですね。
- ・高齢者・漁業従事者に対しての情報化推進に力を入れるべきではないでしょうか。また今後嫌でも地上デジタル放送になる訳ですから難視聴対策に力を入れてもよいと思います。
- ・高齢者が多い町のイメージが強く、電子申請など利用が増えるか難しいと思う。
- ・インターネット環境の地域格差がなくなるようにお願いします。
- ・年配の方などは、「地デジ」「インターネット」などといった横文字が苦手なので、文書表現などは誰にでも解けやすくしてほしい。
- ・放送を通して情報を流す時は、電波の関係もあると思うのですが、情報がよく聞けずに終わってしまうことが多いので、その聞きづらい部分を改善すればもっと地域の方々に情報が正確に安心して届くのではないのでしょうか。
- ・町の行政情報や休日開館の情報などをもう少し大きく知らせてほしいです。あと、求人情報も役場だけでなく他の場所でも一覧表を手に入れられるようにしてほしいです。

南三陸町情報化推進計画策定懇話会設置要綱

(設置)

第1条 南三陸町情報化推進計画（以下「情報化計画」という。）の策定にあたり、幅広い視点、意見を反映させるため、南三陸町情報化推進計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 懇話会の所掌事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 情報化計画の策定に関して意見を述べること。
- (2) その他情報化に関する事項について意見を述べること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員

(アドバイザー)

第4条 情報化計画の策定に関し、必要に応じ、懇話会にアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、行政情報化の推進等に携わっている者のうちから町長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員及びアドバイザーの任期は、情報化計画が策定される日までとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 懇話会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、懇話会の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 懇話会の会議は、必要に応じて町長が招集する。

2 委員長が必要と認めたときは、懇話会の会議に関係者の出席を求め、

意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、企画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、委員長が懇話会に諮って別に定める。

附 則

この告示は、平成21年10月28日から施行する。

南三陸町地域情報化推進計画策定懇話会委員名簿

氏 名	役 職 等	備 考
菅 原 優	町電気商業組合代表	委員長
及 川 博 道	マビー合資会社 無限責任社員	副委員長
太 齋 京 子	彩編集室代表	
及 川 善 弥	南三陸商工会青年部	
阿 部 清 浩	歌津海山大地推進協議会会長	
内 海 直 基	町内小中学校情報教育担当	
佐 藤 義 男	南三陸町情報化リーダー	
三 浦 洋	南三陸町情報化リーダー	

南三陸町地域情報化推進計画策定懇話会アドバイザー

氏 名	役 職 等	備 考
佐 藤 茂	宮城県情報アドバイザー	

南三陸町情報化推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本町の情報化施策を総合的かつ効果的に推進するため、南三陸町情報化推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 情報化推進計画の策定に関すること。
- (2) その他情報化推進に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長には副町長、副委員長には企画課長を充てる。
- 3 委員には、本庁の課長、出納室長、教育総務課長、生涯学習課長及び歌津総合支所長を充てる。

(会議)

第4条 会議は委員長が召集し、委員長が議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 委員長が必要と認めたときは、委員会に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、企画課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この告示は、平成21年12月14日から施行する。